

アメリカにおける連邦所得税制度の確立 : 1894～1921

赤石, 孝次

<https://doi.org/10.15017/2920679>

出版情報 : 経済論究. 65, pp.1-43, 1986-07-28. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai
バージョン :
権利関係 :



アメリカにおける 連邦所得税制度の確立

—1894～1921—

赤 石 孝 次

序・問題の所在

第1章 連邦所得税の制定

第2章 第1次大戦期の法人課税の構造

第3章 第1次大戦期の個人所得税の構造

むすびにかえて

序・問題の所在

資本主義国家の税制の中心である所得税をめぐる多くの議論がなされているが、現在その改革の動向が注目されているアメリカの所得税制はまだ1913年法からかすえて70歳を迎えたばかりである。それ以前のアメリカの税制は、資本主義の後進性ゆえに関税と内国消費税、特に前者を軸に展開していき、論議の重点もそこに置かれていた。

そこで本稿では、所得税導入をめぐる動きが国内産業育成のためにとられていた保護関税改革と結びつきながら、アメリカ資本主義の発展とともに結実していった19世紀後半から1921年までの時期をとりあげ、連邦制をとる資本主義の後発国アメリカにおいて、それがどのように受け入れられていったかを概観し、第1次大戦を経てアメリカ資本主義がその後進性を払拭していく中で、連邦所得税がどのような形で展開していき、連邦財政にどのような役割を果たしたかを見ていく。

そして最後に、第1次大戦によって連邦の主要な歳入調達手段としての役割を認識させた所得税制が、平時経済へ移行して最初に行なわれた1921年の税制

改革でどのような形で定着していったかを見ることで、資本主義国家における所得税制の意義を明らかにしていきたい⁽¹⁾。

注

- (1) この時期から20年代までの連邦財政を扱った邦語文献としては、加藤栄一「戦費金融の遺したモノ—アメリカ連邦財政と両大戦間の景気循環(1)」、『研究年報 経済学』Vol. 30, No. 1, および、同「連邦租税構造の大転換とその経済効果—アメリカ連邦財政と両大戦間の景気循環(2)」、『研究年報 経済学』Vol. 32, No. 1, 斎藤忠雄「アメリカにおける近代税制の形成—所得税を中心として(上, 中, 下)」、『研究年報 経済学』Vol. 37, No. 4, Vol. 38, No. 1, No. 2, 同「19世紀末におけるアメリカ税制(上, 中, 下)」、『研究年報 経済学』Vol. 38, No. 3, No. 4, Vol. 39, No. 1, 同「世紀交替期におけるアメリカの関税政策—連邦財政との関連で, 1896—1913」、『研究年報 経済学』Vol. 39, No. 4, 同「アメリカ連邦財政の相対的位置—第1次世界大戦前—」、『修道商学』Vol. 21, No. 1, 同「アメリカの連邦財政—1896—1913—」、『修道商学』Vol. 20, No. 1, 片桐正俊「アメリカの州・地方財政—第1次大戦以前の経費と租税—」、『経済学研究』Vol. 21, 森恒夫『現代アメリカ財政論—その史的解明—』(日本評論社, 1979)がある。また, 1938年までの連邦所得税の通史については, 野津高次郎『米国税制発達史』(有斐閣, 1939)を参照のこと。

第1章 連邦所得税の制定

1913年2月3日の合衆国憲法第16次修正案は、アメリカの連邦課税に新しい時代の到来を告げるものであった。南北戦争の期間に補完的緊急措置として採用されたことはあったが⁽¹⁾、平時に主要財源として所得税をもつことは第16次修正案の採用まで不可能であった。しかし、それまでにその修正を可能にした2つの重大な改革運動が1894～95年と1909～13年に行なわれた。

1894～95年の所得税制定の動きは、政治的には当時隆盛をきわめていた平等主義運動(equalitarian movement)に依るところが大きかった⁽²⁾。1870～97年にかけての農産物価格の持続的低下と他方における物品価格の上昇、収獲高に応じた債務支払い義務の存在は、銀行家、穀物倉庫業者や仲介人等の組織、大企業ならびに鉄道会社に対する南・西部農民の反発を強めた。更に、地方財産税の農民への過重な負担と関税や内国消費税の転嫁による農民・都市労働者の

生活の圧迫のために、関税改革を求める声が強くなっていた。こうした農民や都市労働者の不満を解消するために、the Greenback Party, the Knights of Labour, the Anti-Monopoly Party 等の様々な組織がつくられ、1889年の推計では、450万人の農民のうちの約100万人がいずれかの組織に所属していた⁽³⁾。

所得税がこの運動における計画の一部を構成することになったというのは全く論理的であり、その計画の中で所得税は貧困者ではなく富裕者によって支払われる税であり、その収入は政府を支える負担の一部から貧困者を解放するものとして位置づけられた。

こうした運動の高揚を背景として、1890年と1892年の選挙では、南・西部諸州の議会を中心として農民を支持基盤にもつ人民党 (Populist Party) の躍進がみられた。このことは、1894年に政権に復帰した民主党の政策形成に大きな影響をおよぼすことになり、所得税導入の政治的舞台を作り上げることになったのである。

一方、当時の連邦における財政問題の焦点の1つは、1880年代の後半を通じて毎年約1億ドル近くも発生した財政余剰をどのように処理するかということであった。1889年に民主党に代わって政権についた共和党は、保護関税の引き下げに激しく抵抗する東部産業資本家の要求を満たしつつ歳入余剰の問題に対処するために、翌年「歳入削減法 (An Act to Reduce the Revenue)」と題されたMcKinley 関税法を制定した⁽⁴⁾。

McKinley 関税法は、主として粗糖に対する関税の廃止によって歳入の削減をはかり、羊毛、毛織物、絹製品、リンネル等の繊維製品を中心に税率を引き上げ保護主義の徹底を図った。この結果、その平均税率は48%と見積もられた。また、この関税法には、アメリカに対して砂糖、糖蜜、紅茶、コーヒーならびに皮革を輸出する国がアメリカの輸出商品に対して不平等で不合理な税を課していると大統領が認めた場合に、それらの輸入品に対して税を賦課する権限を大統領に与えた通商互惠条項が再度導入された。

このような内容をもつ McKinley 関税法は、今だ競争力がついていない、繊維関連の関税を引上げたが、他方、それまで保護関税の主体をなしていた鉄鋼、鋳鉄では、南北戦争後の運輸網の発展、鋳床の発見ならびに機械化の進展

に伴い国際競争力がついてきたことを背景に1883年法の税率を維持するにとどまった。このことと通商互惠条項の導入は、アメリカの貿易構造が変化しつつあることを表わすものであり、アメリカ資本主義が新たな発展段階に入ったことの財政制度へのあらわれである。

同関税法による減税の不徹底さは、高率関税に対して強い不満を抱いていた農民や都市労働者の反発を招き、1893年恐慌による農産物価格の暴落、都市部における失業者の増大がこれに拍車をかけることになった。こうした不満を背景に、1893年に再度政権についた民主党は McKinley 関税法の改正をはかり、翌年それに代わるものとして、Wilson-Gorman 関税法を制定した⁽⁶⁾。

同関税法は、関税一般の引き下げ、羊毛に対する関税の廃止、通商互惠条項の廃止を規定したが、上院での審議において民主党員の一部が共和党サイドについたことにより、期待された関税率の引き下げは7% (48%→41%)にとどまり、最大の関税収入品目である粗糖に対する関税を復活させることとなった。

この改革が不十分に終った直接的な原因は、McKinley 関税法と1893年恐慌による著しい歳入の減少のために約6,100万ドルの赤字が発生したことにある。そして、このことが所得税条項を Wilson-Gorman 関税法に組み込ませる直接的契機となったのである。

この所得税は、財政的には関税率引き下げと1893恐慌による関税収入の落ち込みによる減収を補填するものとして、また政治的には人民党の州議会への躍進に動揺をきたしていた南・西部出身の民主党員をつなぎとめるものとして採用されたものである。

その税は、1895年1月1日から5年間、法人と個人に対して課されることになっていた。それは、あらゆる利得、利潤、あらゆる種類の財産から引き出された所得、地代、利子、配当、俸給、知的専門職 (profession) や商業ならびに熟練労働から引き出された所得に適用されるもので、相続や贈与も所得として課税された。さらに、その税は前年度所得に基づくもので、4,000ドルを超えた所得に対して2%の比例税率を課すものであった。但し、州・地方職員の俸給や連邦債からの利子所得は適用からはずされ、配当からの所得も法人所得として既に課税されているという理由で非課税であった⁽⁶⁾。

こうした内容をもつ所得税は年7,500万ドルの歳入をあげると見積もられていたが、Wilson-Gorman 関税法の成立後すぐ Pollock v. Farmer's Loan and Trust Company 事件において 所得税の違憲判決が 出されたために 廃止された。すなわち、所得税は直接税であるので、人口に応じて州に割り当てるのであれば課することが出来ない旨を定めた憲法第1条第9節4項に抵触するというのである⁽⁷⁾。

この結果、所得税は違憲判決が出される前にわずか7万7,000ドルの歳入をあげたにすぎず、これ以降進歩派を中心に進められた憲法修正運動が実を結ぶまでには、約20年の歳月を待たねばならないのである。

この所得税の違憲判決と Wilson-Gorman 関税法の不徹底さは、民主党の財政運営能力に対する信頼を喪失させ、1897年に政権の座は再び共和党に移ることになった。共和党の McKinley 大統領の財政政策上の主要な関心事の1つは、Wilson-Gorman 関税法によって弱められた保護主義を再び強化することであり、その決定は1893年恐慌以降持続している財政赤字の解消に強く促されたものである。

1897年7月に成立した Dingley 関税法は⁽⁸⁾、それまでの合衆国の歴史の中で最も高いものであり、関税品目に対するその平均税率は52%であった。この新しい関税法は、歳入調達の一必要性と当時生まれたばかりのテンサイ糖産業 (beet sugar industry) が保護を必要としたという理由から粗糖に対する税を引き上げた。加えて、それは1894年の関税法によって廃止された羊毛関税を復活させ、毛織物、絹、リンネル等の繊維製品に対する関税も引き上げられた。また、鉄鋼レールと銑鉄を除く鉄鋼製品に対する関税も引き上げられたがほとんどが小幅なものであった。そして、通商互惠条項を再度導入した。

Dingley 関税法は、単にその税率が最も高いというだけでなく、南北戦争後のアメリカ資本主義の発展にともない変化してきた関税政策の到達点であった。すなわち、南北戦争以前の農業—自由貿易、工業—保護貿易という構図から農業—保護貿易、工業—自由貿易という構図への転換をはっきり示している。このことは1890年代における独占資本の確立に伴うそれらの国内市場制覇と過剰資本のはけ口を海外に求めていくようになったことへの財政制度におけ

るあらわれであり、1894年に廃止された通商互惠条項が再び導入されたことに端的に示されている。

1890年代におけるこうした関税改革の動きは、関税収入に依存する連邦歳入構造がアメリカ資本主義の発展とともに次第に限界に近づき、歳入確保—関税一般の引上げでは対応しきれない状態になったことを示すものであるが、今だ歳入構造の基本的な形を変えるまでには至らなかった。

20世紀に入ると、(1)天然資源開発および農業改善事業に対する連邦の責任の増大、(2)連邦による産業規制、労働者保護ならびに社会福祉の拡大、(3)海軍費の増大、(4)退役軍人恩給の受給資格の緩和、(5)河川および港湾改修などの公共事業の拡大（その一部は陸軍費に計上されている）、(6)パナマ運河の建設といったアメリカ資本主義の独占段階への移行に伴う連邦財政の経費膨張の傾向が明確な形としてあらわれるようになった⁽⁹⁾。米西戦争が終結した後の経費水準は、1889年の6億5,000万ドルから1902年の4億8,500万ドルへと約20%減少したが、1903年から再び上昇を続け、1914年までにそれは1890年代の平均水準3億9,020万ドルの約2倍になっただけでなく、米西戦争中の最高の経費水準6億5,020万ドルを超えるほどに増大している（表—1）。

他方、連邦歳入は1902年における1898年戦時歳入法の廃止以降も安定的な推移を示していたが、1907年不況の影響で1908年から1909年にかけて著しく落ち込み、1910年にはやや回復したもののこの3年間で約1億6,500万ドルの赤字を生み出すにいたった。このことは、世界景気によって大きな影響を受ける関税収入に過度に依存することは持続的に増大する財政支出を賄うものとしては不適切であり、政府に安定財源の必要性を認識させることになった。

これは、1894年の所得税制が南・西部農民を中心とした平等主義運動を背景としており、高率関税引き下げの代替財源としての意味しか持たなかったのは大きく異なっている。

また、1907年不況を機に再び先鋭化した高率保護関税に反対する勢力が共和党の支持勢力の一部をも取り込んだという点も見逃せない。19世紀後半の平等主義運動の主体が、フロンティアの消滅、農産物価格の持続的低下に苦しむ南・西部農民および失業に悩む都市労働者と彼らを支持基盤にもつ人民党および

表-1 連邦の歳入・歳出ならびに公債残高, 1900~14 (暦年)

(単位: 百万ドル)

	1900		1901		1902		1903		1904		1905		1906		1907		1908		1909		1910		1911		1912		1913		1914	
歳入：税	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%
関税	233.2	41.1	238.6	40.6	254.4	45.3	284.5	50.6	261.3	48.3	261.8	48.1	300.3	50.5	332.2	50.0	286.1	47.5	300.7	49.8	333.7	49.4	314.5	44.8	311.3	45.1	318.9	44.0	292.3	39.8
法人消費税・所得税																					21.0	3.1	33.5	4.8	28.6	4.1	35.0	4.8	71.4	9.7
内国消費税等	295.3	52.1	307.2	52.3	271.9	48.3	230.8	41.1	232.9	43.0	234.1	43.0	249.2	41.9	269.7	40.5	251.7	41.8	246.2	40.7	269.0	39.8	289.0	41.2	293.0	42.3	309.4	42.7	308.7	42.0
公有地売却益	2.8	0.5	3.0	0.5	4.1	0.7	8.9	1.6	7.5	1.4	4.9	0.9	4.9	0.8	7.9	1.2	9.7	1.6	7.7	1.3	6.4	0.9	5.7	0.8	5.4	0.8	2.9	0.4	2.6	0.4
債券売却益							1.5	0.3	0.5	0.1			0.5	0.1	1.5	0.2														
パナマ運河通行料											0.4	0.1	0.4	0.1	1.2	0.1	1.1	0.2	0.7	0.1	3.2	0.5	1.8	0.2	3.0	0.4	4.1	0.6	0.7	0.1
その他	35.9	6.3	38.9	6.6	32.1	5.7	36.2	6.4	38.9	7.2	43.1	7.9	39.8	6.6	53.4	8.0	53.2	8.9	49.0	8.1	42.3	6.3	57.3	8.2	51.3	7.4	53.8	7.4	59.0	8.0
計	567.2	100.0	587.7	100.0	562.5	100.0	561.9	100.0	541.1	100.0	544.3	100.0	595.0	100.0	665.9	100.0	601.9	100.0	604.3	100.0	675.5	100.0	701.8	100.0	692.6	100.0	724.1	100.0	734.7	100.0
歳出：																														
立法および行政	10.2	2.0	11.4	2.2	11.5	2.4	12.6	2.4	12.2	2.1	12.2	2.2	11.7	2.1	12.2	2.1	14.2	2.2	14.2	2.0	14.1	2.0	14.0	2.0	13.6	2.0	13.9	1.9	14.1	1.9
陸軍	119.0	22.8	128.0	24.4	99.8	20.6	102.1	19.7	95.0	16.3	101.8	17.9	94.5	16.6	101.5	17.5	109.7	16.6	129.0	18.6	129.2	18.6	128.7	18.6	115.6	16.7	121.1	16.7	127.4	17.3
海軍	56.4	10.8	61.0	11.6	68.3	14.1	83.1	16.1	103.6	17.7	118.3	20.9	111.2	19.5	97.8	16.9	118.7	18.0	116.3	16.8	124.0	17.9	120.7	17.5	136.4	19.8	134.1	18.5	140.6	19.1
内務省	10.2	2.0	18.7	3.6	13.3	2.7	11.7	2.3	14.0	2.4	15.8	2.8	19.1	3.4	26.1	4.5	25.5	3.9	24.9	3.6	22.0	3.2	23.1	3.3	24.0	3.5	22.4	3.1	22.7	3.1
郵政省	8.8	1.7	6.5	1.2	4.0	0.8	4.9	0.9	8.7	1.5	17.3	3.0	15.0	2.6	10.1	1.7	15.3	2.3	21.6	3.1	10.1	1.5	1.8	0.3	3.5	0.5	3.2	0.4	2.2	0.3
農務省	3.6	0.7	4.0	0.8	4.6	0.9	5.3	1.0	5.6	1.0	6.5	1.1	7.6	1.3	10.5	1.8	13.5	2.0	16.3	2.3	17.0	2.5	17.7	2.6	19.5	2.8	20.5	2.8	22.2	3.0
商務省	0.2	—	0.2	—	0.2	—	9.3	1.8	10.6	1.8	10.9	1.9	10.5	1.8	11.0	2.0	14.9	2.3	14.3	2.1	19.2	2.8	18.5	2.7	14.5	2.1	11.3	1.6	11.0	1.5
労働省																											3.3	0.5	3.8	0.5
司法省	6.4	1.1	6.7	1.3	6.8	1.4	7.9	1.5	8.1	1.4	8.3	1.5	8.6	1.5	9.4	1.6	9.1	1.4	9.1	1.3	9.6	1.4	9.5	1.4	9.7	1.4	10.4	1.4	10.2	1.4
財務省	52.7	10.1	61.3	11.7	57.8	11.9	57.7	11.2	60.7	10.4	54.4	9.6	53.1	9.3	55.7	9.6	64.2	9.7	61.7	8.9	66.1	9.5	66.4	9.6	65.9	9.6	62.1	8.6	60.1	8.2
年金	140.9	27.1	139.3	26.6	138.5	28.4	138.4	26.8	142.6	24.4	141.8	25.0	141.0	24.8	139.3	24.1	153.9	23.3	161.7	23.3	160.7	23.2	158.0	22.8	153.6	22.3	175.1	24.2	173.4	23.6
コロンビア特別区	7.1	1.4	8.7	1.7	9.4	1.9	8.6	1.7	9.4	1.6	11.7	2.1	11.5	2.0	11.4	2.0	12.2	1.9	14.8	2.1	11.7	1.6	12.3	1.8	13.0	1.9	12.8	1.7	12.8	1.7
河川および港湾	18.7	3.6	19.5	3.7	14.9	3.1	19.6	3.8	22.5	3.9	22.8	4.6	25.9	4.6	23.3	4.0	30.2	4.6	34.4	5.0	29.0	4.1	33.6	4.8	35.5	5.1	41.5	5.7	48.3	6.6
パナマ運河									50.2	8.6	3.9	0.7	19.4	3.4	27.2	4.3	38.1	5.8	31.4	4.5	33.9	4.9	37.1	5.4	35.3	5.1	41.7	5.8	34.8	4.8
インディアン問題	10.2	2.0	10.9	2.1	10.0	2.1	12.9	2.5	10.4	1.8	14.2	2.5	12.7	2.2	15.2	2.6	14.6	2.2	15.7	2.3	18.5	2.7	20.9	3.0	20.1	2.9	20.3	2.8	20.2	2.7
利子	40.2	7.7	32.3	6.2	29.1	6.0	28.6	5.5	24.6	4.2	24.6	4.3	24.3	4.3	24.5	4.2	21.4	3.2	21.8	3.1	21.3	3.1	21.3	3.1	22.6	3.3	22.9	3.2	22.9	3.1
プレミアム	33.1	6.4	14.7	2.8	14.0	2.9	10.9	2.1	1.3	0.2			1.4	0.2	0.2	—														
その他	3.4	0.6	1.3	0.2	3.0	0.6	3.4	0.7	4.4	0.7	2.8	0.5	2.5	0.4	3.7	0.6	3.7	0.6	6.8	1.0	7.2	1.0	7.5	1.1	7.1	1.0	7.9	1.1	8.5	1.2
計	520.8	100.0	524.6	100.0	485.2	100.0	517.0	100.0	583.7	100.0	567.3	100.0	570.2	100.0	579.1	100.0	659.2	100.0	693.7	100.0	693.6	100.0	691.2	100.0	689.9	100.0	724.5	100.0	735.1	100.0
余剰(+), 赤字(－)	+46.4		+63.1		+77.2		+44.9		－42.6		－23.0		+24.8		+86.7		－57.3		－89.4		－18.1		+10.6		+2.7		－0.4		－0.4	
公債残高	2,137.0		2,143.3		2,158.6		2,202.5		2,264.0		2,274.6		2,337.2		2,457.2		2,626.8		2,639.5		2,652.7		2,765.6		2,868.4		2,916.2		2,912.5	
利付連邦債残高合計	1,023.5		987.1		931.1		914.5		895.2		895.2		895.2		894.8		897.5		913.3		913.3		915.4		963.8		965.7		968.3	

(出所) P. Studenski and H. E. Krooss, *Financial History of the United States* (McGrawHill Book Company, 1963), P. 264より作成。

民主党であったのに対し、今回の関税改革の勢力はそれまでに成立していたビッグ・ビジネスとそれを支持基盤にもつ共和党の一部をもまきこんでいた。農民や労働者は、高率関税が不況下での生活費上昇の原因となっており、それが独占体の支柱になっているという理由で、ビッグ・ビジネスはそれが諸外国の自国商品の購買力を制限するという理由で反対勢力に加わったのである。持続的に増大する財政支出を賄うための財源確保という財政上の要求と高率関税引き下げ要求との対立は、1909年に政権についた共和党の Taft 大統領のもとで制定された Payne-Aldrich 関税法に法人消費税 (corporation excise tax) と憲法修正案 (income tax amendment to the Constitution) を組み込ませることになった⁽¹⁰⁾。

1909年の Payne-Aldrich 関税法は、皮革の免税表への記載、石炭、鉄鋼、鉱石、材木に対する関税率の引き下げ、羊毛、毛織物、粗糖に対する関税率の維持、ならびに上質の毛織物、絹織物の関税率の大幅な引き上げを規定し、その平均税率を40%に引き下げた。加えて、同法は、Dingley 関税法のもとでの通商互惠条項を廃止し、代わりに最高・最低課税条項 (provision for maximum and minimum duties) を設けた。これは同法第1章に規定する税率を最低税率、それに25%を上乘せしめたものを最高税率として、貿易相手国のアメリカからの輸入品への対遇に応じて、そこからのアメリカへの輸出品に対して大統領の判断により税を課すものである。

この関税法は、1897年の Dingley 関税法を本質的に変えるものではなく、Dingley 関税法で到達した関税政策を継承したものである。すなわち、関税問題の重点は工業から農業に移り、米西戦争後の独占資本の急激な海外進出を背景に、彼らにとってすでに桎梏となっていた鉄鋼関係の関税を引き下げることに関税引下げの体裁をととのえようとしたのである。そして、最高・最低課税条項の対象がヨーロッパ先進資本主義国であり、その最高税率が一度も課されなかったという事実は、後進国型貿易構造から先進国型貿易構造への移行を強めていたアメリカ資本主義の展開を財政面から支える措置であったといえよう。このことは増大する歳入需要を関税引上げで満たしていくことには限界があることを示しており、政府は新たな内国税の導入で対処していかなければなら

かった。それをめぐって、所得税導入を支持する C. Hull (民主党), Cummins, La Follete (共和党) とそれに反対する Aldrich, Lodge, E. Root (共和党) の間で激しい議論が戦わされ、結局、関税法の制定の遅れを危惧した Taft 大統領が同法案に法人消費税と憲法修正案を組み込むことで折り合いをつけたのである。

法人消費税は⁽¹¹⁾、法人間の受取り配当を除く全ての源泉から受け取られた5,000ドル以上の法人純所得に対して1%の税率で課税するものであるが、憲法上の問題を回避するために事業を行なうという特権 (privilege of doing business) に対する消費税と呼ばれた。その結果、最高裁は1911年の Flint v. Stone Tracy Company 事件で、その税は消費税であり、合憲であるとの判断を示した。これから生じた歳入の構成比は3.1%~4.8%を占めるにすぎず、安定財源の確保という見地から見れば不十分なものであったが、財政赤字の拡大基調にあって一定の収支改善効果を持ったものとして評価し得るであろう (表—2)。そして、何よりも本税の導入で、不完全な形ではあるが連邦の租税制度に所得税が根をおろすことになったという点では大きな意味をもつものであった。

他方、州によって批准されることはないという見込みのもとに提出された憲法修正案は次々と批准され、4年後の1913年には全州の3/4の支持を得て、「議事に各州に配分することなく、また人口数にとられることなくあらゆる源泉からの所得を課税する権限を与えた」憲法第16次修正となり、直接税としての連邦所得税の実施を妨げてきた憲法上の規定を除去した。この背景には、1909年の Payne-Aldrich 関税に対する不満から1910年と1912年の選挙で次々と勝利を納めていった民主党の関税改革案の実行を可能にするために、州・地方債利子および州・地方職員の俸給の免税を条件に⁽¹²⁾ 連邦への財源付与を認めていったという事情がある。

こうした中で、1913年に Payne-Aldrich 関税の引き下げを期待されて登場した民主党の Wilson 大統領は、Underwood 関税法のもとで関税率の大幅な引き下げを行ない、1857年以降で最も低い関税率を採用した⁽¹³⁾。その平均税率は40%から29%に引下げられ、とりわけ毛織物に対する税率を56%から18½

％にまで引下げた。この他、鉄鋼レール、羊毛、鉍石等の免税表への追加や最高・最低課税条項の廃止ならびに砂糖関税の即時軽減と3年後の全廃が決定された。

この関税法を規定した1つの大きな要因は、アメリカ資本の国際競争力の増大である。すでに国内市場を制覇し、世界第3位の製造品輸出国になっていたアメリカ資本にとって相手国の報復関税こそが最大の障壁になっていたのである。そして、財政面からこれを規定していたのは、資本主義の発展にともなう連邦政府の内政費の持続的増大であり、歳入を景気に大きく左右される関税に依存することに明らかな無理が生じていたことによるものである。

この Underwood 関税法に伴う歳入不足額約7,000万ドルを補填するために、包括的な所得規定をもつ累進的な所得税が「関税引き下げおよび政府への財源供与法 (Act to Reduce Tariff Duties and to Provide Revenue for the Government, and for Other Purpose)」と題された Underwood 関税法の第2節に組み込まれた⁽¹⁴⁾。

この所得税は、法人消費税を1913年以降に稼得された法人純所得に対する1％の税に代置すると同時に個人所得に対して1％の普通所得税 (normal tax) と1％—6％の超過所得税 (surtax) を賦課した (表—2)。独身者については3,000ドル、既婚者については4,000ドルの人的控除が認められたが、(ただし、これは普通所得税についてだけであり、超過所得税には適用されない) 扶養控除は認められていなかった。そして、地代、利子ならびに3,000ドルを超える俸給を支払うすべての個人および法人はそれから1％を控除し、それを内国歳入局に納付することを義務づけられた (源泉徴収制度)。

所得は「賃金、俸給、あらゆる種類やあらゆる形態の人的サービスに対する報酬、あるいは知的専門職、熟練労働、事業、営業、商業、動産・不動産の売買取引、動産・不動産の所有や利用から生じ、また、利子、地代、配当、証券、利得および利潤目的で営まれるあらゆる合法的な事業取引から引き出された利得、利潤ならびに所得、すなわち、あらゆる源泉から引き出された利得、利潤ならびに所得」を含むよう定義されていたが、資本損失の規定は含まれていない。このようにアメリカでは導入当初から純資産増加説がとられており、源泉

説をとるイギリスとは異なっていた。

この所得定義について当時最も議論となったものの1つは資本利得に関してである。当初、この条項の作成者C.Hullは資産の売却年度に帰属し得る価値の増加分だけが課税対象となるという立場をとっていたが、内国歳入局は、毎年資産評価は税務行政上過度の負担になるという理由から資本利得の全額課税を行なった。内国歳入局による資本利得の全額課税の実施に対して資本利得の一時的集中性が累進税率の対象となれば、納税者は過度に重い負担を負うことになるので、そのような利得を生み出す資産の売却をひかえ、投資への刺激を損うという批判が出された。

他方、資本利得の全額課税は理論的一貫性を保つという点からすれば資本損失の全額控除と表裏一体をなすものであるが、Underwood 関税法の所得税条項には先に指摘したように資本損失の控除規定が含まれていなかった。このことはUnderwood 関税法の所得税条項の最も大きな欠陥であり、資本利得課税に対する批判はこの点からも行なわれることになった。そして、このことは、税率の累進性が強まるにつれて先鋭化してあらわれてくることになる。

非課税の対象となるのは、大統領、判事、州・地方職員の俸給および州・地方債に対する利子である。

他方、法人については、減価償却 (depreciation) という言葉は使われなかったが、「事業への利用による財産の消耗に対する合理的な控除」が認められていた。ただし、これは、取替え費用ではなく取得原価で計算されることを条件としていた。また、減耗控除の算定は、レギュラー・フロー方式に基いて行われることとされた。

配当課税制度については、個人に支払われた配当はすでに1%の法人所得税が課されているという理由で、個人に対して適用される普通所得税を控除される。ただし、超過所得税に関しては配当に対して超過所得税は支払われていないという理由で、個人への配当は超過所得税の対象となる。なお、法人間の受取配当は非課税である。(受取段階調整方式)

こうした内容をもつ1913年の所得税は、連邦歳入の83%を占め、給与所得が大きな割合を占めている今日の所得税とは大きな差があるが、連邦歳入に持つ

表—2 個人所得税率表

歳入法		1913	1916	1917	1918	1921
普通所得税					1918 1919,1920	
控除額	独身者	\$ 3,000	\$ 3,000	\$ 1,000	\$ 1,000	\$ 1,000
	既婚者	\$ 4,000	\$ 4,000	\$ 2,000	\$ 2,000	\$ 2,500(2)
扶養者	額	—	—	\$ 200	\$ 200	\$ 400
	1	1	2	2	6	4
税階層区分				~\$2,000	\$4,000~\$4,000	~\$4,000
率				4	12	9
階層区分				\$2,000~	\$4,000~	\$4,000~
超過所得税						
階層区分		税率	税額	税率	税額	税率
(1,000ドル)						
4 ~	5	1	\$ 20	1	\$ 10	1
5 ~	6	1	40	1	25	15
6 ~	7.5	1	60	1	40	20
7.5 ~	8	2	80	2	50	1
8 ~	10	2	100	2	75	1
10 ~	12	3	120	3	135	1
12 ~	12.5	3	140	3	150	2
12.5 ~	13	4	160	4	170	3
13 ~	14	4	180	4	210	3
14 ~	15	4	200	4	250	4
15 ~	16	5	220	5	300	4
16 ~	18	5	240	5	400	4
18 ~	20	5	260	5	500	5
20 ~	22	6	280	6	660	6
22 ~	24	6	300	6	820	8
24 ~	26	6	320	6	880	8
26 ~	28	6	340	6	1,140	11
28 ~	30	6	360	6	1,300	13
30 ~	32	6	380	6	1,460	14
32 ~	34	6	400	6	1,620	15
34 ~	36	6	420	6	1,780	16
36 ~	38	6	440	6	1,940	17
38 ~	40	6	460	6	2,100	18
40 ~	42	6	480	6	2,340	19
42 ~	44	6	500	6	2,580	20
44 ~	46	6	520	6	2,820	21
46 ~	48	6	540	6	3,060	22
48 ~	50	6	560	6	3,300	23
50 ~	52	6	580	6	3,540	24
52 ~	54	6	600	6	3,780	25
54 ~	56	6	620	6	4,020	26
56 ~	58	6	640	6	4,260	27
58 ~	60	6	660	6	4,500	28
60 ~	62	6	680	6	4,740	29
62 ~	64	6	700	6	4,980	30
64 ~	66	6	720	6	5,220	31
66 ~	68	6	740	6	5,460	32
68 ~	70	6	760	6	5,700	33
70 ~	72	6	780	6	5,940	34
72 ~	74	6	800	6	6,180	35
74 ~	75	6	820	6	6,420	36
75 ~	76	6	840	6	6,660	37
76 ~	78	6	860	6	6,900	38
78 ~	80	6	880	6	7,140	39
80 ~	82	6	900	6	7,380	40
82 ~	84	6	920	6	7,620	41
84 ~	86	6	940	6	7,860	42
86 ~	88	6	960	6	8,100	43
88 ~	90	6	980	6	8,340	44
90 ~	92	6	1,000	6	8,580	45
92 ~	94	6	1,020	6	8,820	46
94 ~	96	6	1,040	6	9,060	47
96 ~	98	6	1,060	6	9,300	48
98 ~	100	6	1,080	6	9,540	49
100 ~	150	6	1,100	6	9,780	50
150 ~	200	6	1,120	6	10,020	51
200 ~	250	6	1,140	6	10,260	52
250 ~	300	6	1,160	6	10,500	53
300 ~	400	6	1,180	6	10,740	54
400 ~	500	6	1,200	6	10,980	55
500 ~	750	6	1,220	6	11,220	56
750 ~	1,000	6	1,240	6	11,460	57
1,000 ~	1,500	6	1,260	6	11,700	58
1,500 ~	2,000	6	1,280	6	11,940	59
2,000 ~	5,000	6	1,300	6	12,180	60
5,000 ~		6	1,320	6	12,420	61
		6	1,340	6	12,660	62
		6	1,360	6	12,900	63
		6	1,380	6	13,140	64
		6	1,400	6	13,380	65
		6	1,420	6	13,620	66
		6	1,440	6	13,860	67
		6	1,460	6	14,100	68
		6	1,480	6	14,340	69
		6	1,500	6	14,580	70
		6	1,520	6	14,820	71
		6	1,540	6	15,060	72
		6	1,560	6	15,300	73
		6	1,580	6	15,540	74
		6	1,600	6	15,780	75
		6	1,620	6	16,020	76
		6	1,640	6	16,260	77
		6	1,660	6	16,500	78
		6	1,680	6	16,740	79
		6	1,700	6	16,980	80
		6	1,720	6	17,220	81
		6	1,740	6	17,460	82
		6	1,760	6	17,700	83
		6	1,780	6	17,940	84
		6	1,800	6	18,180	85
		6	1,820	6	18,420	86
		6	1,840	6	18,660	87
		6	1,860	6	18,900	88
		6	1,880	6	19,140	89
		6	1,900	6	19,380	90
		6	1,920	6	19,620	91
		6	1,940	6	19,860	92
		6	1,960	6	20,100	93
		6	1,980	6	20,340	94
		6	2,000	6	20,580	95
		6	2,020	6	20,820	96
		6	2,040	6	21,060	97
		6	2,060	6	21,300	98
		6	2,080	6	21,540	99
		6	2,100	6	21,780	100
		6	2,120	6	22,020	101
		6	2,140	6	22,260	102
		6	2,160	6	22,500	103
		6	2,180	6	22,740	104
		6	2,200	6	22,980	105
		6	2,220	6	23,220	106
		6	2,240	6	23,460	107
		6	2,260	6	23,700	108
		6	2,280	6	23,940	109
		6	2,300	6	24,180	110
		6	2,320	6	24,420	111
		6	2,340	6	24,660	112
		6	2,360	6	24,900	113
		6	2,380	6	25,140	114
		6	2,400	6	25,380	115
		6	2,420	6	25,620	116
		6	2,440	6	25,860	117
		6	2,460	6	26,100	118
		6	2,480	6	26,340	119
		6	2,500	6	26,580	120
		6	2,520	6	26,820	121
		6	2,540	6	27,060	122
		6	2,560	6	27,300	123
		6	2,580	6	27,540	124
		6	2,600	6	27,780	125
		6	2,620	6	28,020	126
		6	2,640	6	28,260	127
		6	2,660	6	28,500	128
		6	2,680	6	28,740	129
		6	2,700	6	28,980	130
		6	2,720	6	29,220	131
		6	2,740	6	29,460	132
		6	2,760	6	29,700	133
		6	2,780	6	29,940	134
		6	2,800	6	30,180	135
		6	2,820	6	30,420	136
		6	2,840	6	30,660	137
		6	2,860	6	30,900	138
		6	2,880	6	31,140	139
		6	2,900	6	31,380	140
		6	2,920	6	31,620	141
		6	2,940	6	31,860	142
		6	2,960	6	32,100	143
		6	2,980	6	32,340	144
		6	3,000	6	32,580	145
		6	3,020	6	32,820	146
		6	3,040	6	33,060	147
		6	3,060	6	33,300	148
		6	3,080	6	33,540	149
		6	3,100	6	33,780	150
		6	3,120	6	34,020	151
		6	3,140	6	34,260	152
		6	3,160	6	34,500	153
		6	3,180	6	34,740	154
		6	3,200	6	34,980	155
		6	3,220	6	35,220	156
		6	3,240	6	35,460	157
		6	3,260	6	35,700	158
		6	3,280	6	35,940	159
		6	3,300	6	36,180	160
		6	3,320	6	36,420	161
		6	3,340	6	36,660	162
		6	3,360	6	36,900	163
		6	3,380	6	37,140	164
		6	3,400	6	37,380	165
		6	3,420	6	37,620	166
		6	3,440	6	37,860	167
		6	3,460	6	38,100	168
		6	3,480	6	38,340	169
		6	3,500	6	38,580	170
		6	3,520	6	38,820	171
		6	3,540	6	39,060	172
		6	3,560	6	39,300	173
		6	3,580	6	39,540	174
		6	3,600	6	39,780	175
		6	3,620	6	40,020	176
		6	3,640	6	40,260	177
		6	3,660	6	40,500	178
		6	3,680	6	40,740	179
		6	3,700	6	40,980	180
		6	3,720	6	41,220	181
		6	3,740	6	41,460	182
		6	3,760	6	41,700	183
		6	3,780	6	41,940	184
		6	3,800	6	42,180	185
		6	3,820	6	42,420	186
		6	3,840	6	42,660	187
		6	3,860	6	42,900	188
		6	3,880	6	43,140	189
		6	3,900	6	43,380	190
		6	3,920	6	43,620	191
		6	3,940	6	43,860	192
		6	3,960	6	44,100	193
		6	3,980	6	44,340	194
		6	4,000	6	44,580	195
		6	4,020	6	44,820	196
		6	4,040	6	45,060	197
		6	4,060	6	45,300	198
		6	4,080	6	45,540	199
		6	4,100	6	45,780	200
		6	4,120	6	46	

た意義は収支改善効果という点では無視できないものであった。しかし、当時の賃金労働者の平均賃金が594ドルであったので⁽¹⁵⁾、人的控除の高さから言って有産者税であったことは明らかである。

これは、所得税条項の作成者が所得税を有産者税として位置づけていた人民党の系譜を引く C. Hull だったこともあるが、もっぱら税務行政の面から規定されたものであったと言ってよい。人的控除の高さが、数が少なく、未熟な税務職員を一般に発見が容易であり、帳簿を整えており、政府に最大の収入を提供してくれる少数の高額所得者の税務に集中することを可能にし、同時に採用された源泉徴収制度 (collection-at-the-source) により脱税の可能性が大きく狭められたとともに税務職員の負担を著しく軽減したのである⁽¹⁶⁾。なお、1943年に導入された現在の源泉徴収制度 (withholding) との違いは、納税時期と適用対象の範囲である。1913年法の場合、連邦所得税は収入の翌年に4回に分けて納税されるのに対して、現在のものは賃金・俸給だけに適用され、それらが稼得された年に納税義務が生じる⁽¹⁷⁾。これは、所得税の対象が富裕者から一般勤労者に広がり、後者が所得税収の大部分を占めるようになったことに対する税務行政の面からの対応であり、逆に言えば1913年法のもとでの所得税がいかに有産者税的なものであったかを示すものであろう。

しかし、憲法第16次修正と1913年法が、連邦政府に大きな財政権限を与えたという点ではその歳入額が示す以上に大きな意味を持っていたと言わなければならない。すなわち、連邦所得税の制定は、個人を連邦政府に直接結びつけ、憲法で長い間維持してきた歳入源を連邦政府にわたすことを意味する。だが、当時連邦政府に所得税の課税権を無制限に与えることが、州および地方の財政上の独立性を非常に困難にするような財源に対する支配権を連邦政府に与えたことになるとはほとんど考えられておらず、議論の焦点は多くのインフラストラクチャー整備の財源となっていた州・地方債の利子への課税に終始したのである。そして、この連邦所得税の制定は、後発資本主義国として出発したアメリカ資本主義の発展に伴う連邦財政拡大の必然的帰結だったのである。

注

- (1) 最初、1861年法では、所得源泉および納税者の居住地に応じて $1\frac{1}{2}\%$ から 5% の税率

で課税するものであったが、翌年から最終的に廃止される1871年までは所得額に応じて課税されるようになった。詳しくは、R. G. Blakey and G. C. Blakey, *The Federal Income Tax* (Longmans Green and Co., 1940) pp. 2-8 を参照のこと。

- (2) *ibid.*, pp. 8-12.
- (3) *ibid.*, p. 10.
- (4) P. Studenski and H. E. Krooss, *Financial History of the United States* (McGraw-Hill Book Company, 1963), pp. 212-215.
- (5) *ibid.*, pp. 220-222.
- (6) *ibid.*, pp. 222-223, R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 12-17.
- (7) *ibid.*, pp. 223, 224, *ibid.*, pp. 17-20.
- (8) *ibid.*, pp. 234-237.
- (9) *ibid.*, pp. 263-270.
- (10) *ibid.*, pp. 270-275, R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 22-70, J. L. Waltman, *Political Origins of the U. S. Income Tax* (University Press of Mississippi, 1985), pp. 3-6, E. R. A. Seligman, *The Income Tax* (The Macmillan Company, 1921) を参照のこと。
- (11) P. Studenski and H. E. Krooss, *op. cit.*, pp. 271-272, R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 153.
- (12) この議論は、第16次修正案における「あらゆる源泉から引き出された所得」という条項に関しておこなわれ、州および地方は、州・地方債の利子の課税権を連邦のもとにおくことは、それらの独立性を著しく損うという見地から、州・地方債利子の非課税を強く要求したのである。R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 64-68.
- (13) P. Studenski and H. E. Krooss, *op. cit.*, pp. 272-273
- (14) *ibid.*, pp. 272-273, R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 71-103, J. L. Waltman, *op. cit.*, pp. 24-29.
- (15) W. I. King, *the National Income and its Purchasing Power*, (the National Bureau of Economic Research, Inc., 1930) p. 146
- (16) この方式は、自己申告はあらゆる脱税に道を開くことになるという南北戦争期の所得税の教訓から、当時のイギリスの所得税制を参考にして制度化されたものである。P. Studenski and H. E. Krooss, *op. cit.*, pp. 273, J. L. Waltman, *op. cit.*, pp. 28-29, R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 511-522.
- (17) J. A. Pechman, *Federal Tax Policy (4th ed.)*, (The Brookings Institution, 1983), pp. 66-68.

第 2 章 第 1 次大戦期の法人課税の構造

第 1 次世界大戦は、表一 3 にみられるように、連邦財政の規模の飛躍的増大

表-3 連邦の歳入、歳出ならびに公債残高, 1915~1921 (暦年)

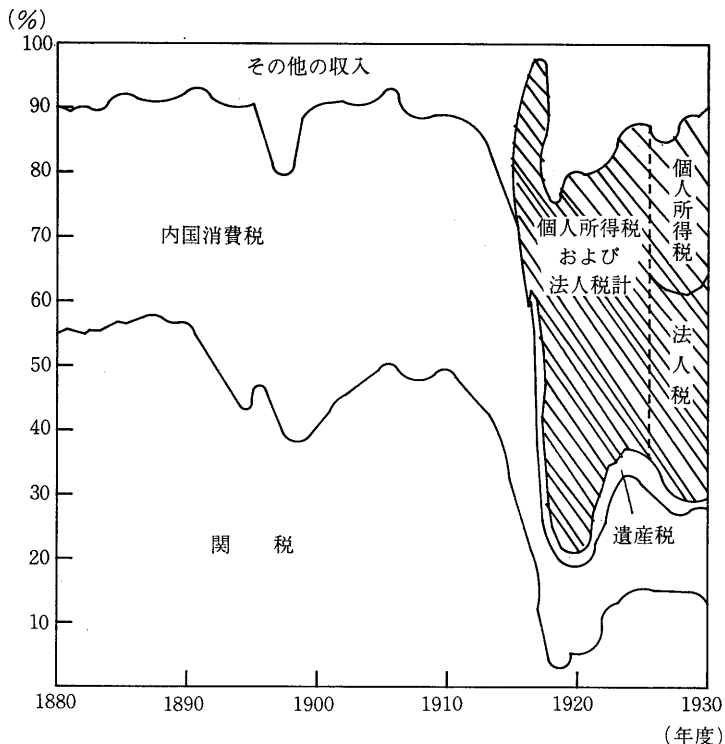
(単位: 100万ドル)

	1915		1916		1917		1918		1919		1920 (1)		1921 (1)		1922 (1)	
歳入:	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%	\$	%
関税	209.8	30.1	213.2	27.2	226.0	20.1	182.8	4.4	183.4	3.9	323	4.8	308	5.5	356	8.7
所得および利潤税	80.2	11.5	124.9	16.0	387.4	34.5	2,852.3	68.2	2,600.8	55.9	3,957	59.0	3,228	57.8	2,087	50.9
遺産税					6.1	0.5	47.5	1.1	82.0	1.8	104	1.6	154	2.8	139	3.4
株式資本税					10.5	0.9	25.0	0.6	28.8	0.6	93	1.4	82	1.5	81	2.0
内国消費税等	328.0	47.0	385.5	49.3	402.1	35.8	768.5	18.4	1,126.3	24.2	1,245	18.7	1,132	20.3	892	21.7
外国債券—利子											3.8	—	31.1	0.6	27.7	0.7
外国債券—元本											71.0	1.1	83.7	1.5	49.1	1.2
その他の収入	79.9	11.4	58.9	7.5	92.2	8.2	304.8	7.3	633.1	13.6	899.8	13.4	580.2	10.4	461.1	11.2
計	697.9	100.0	782.5	100.0	1,124.3	100.0	4,180.4	100.0	4,654.4	100.0	6,705.6	100.0	5,585.0	100.0	4,104.9	100.0
歳出:																
立法・行政ならびに コロニア特別区	32.0	4.3	31.3	4.2	33.3	1.6	49.7	0.5	73.5	0.4	503.6	8.1	62.1	1.3	58.8	1.6
州											13.6	0.2	8.5	0.2	10.4	0.3
内務省	29.1	3.8	24.8	3.4	29.2	1.4	35.3	0.3	29.1	0.2	28.2	0.5	48.8	1.0	47.6	1.3
郵政省											38.4	0.6	134.0	2.7	67.8	1.9
農務省	29.1	3.8	28.0	3.8	29.6	1.4	46.8	0.4	36.9	0.2	66.6	1.1	120.6	2.5	144.0	4.0
商務省・労働省	15.3	2.0	14.9	2.0	15.5	0.7	19.2	0.1	29.0	0.2	42.9	0.6	32.9	0.7	27.4	0.8
財務省	71.1	9.3	73.7	9.9	84.9	4.1	181.8	1.3	289.9	1.4	214.6	3.4	438.2	9.0	175.7	4.9
税の還付											45.9	0.7	54.0	1.1	89.7	2.4
独立宮	5.7	0.7	7.2	1.0	22.7	1.1	1,135.8	8.2	2,723.5	14.4	1,237.5	19.9	864.0	17.6	348.0	9.6
陸軍	128.4	16.9	134.3	18.1	412.5	19.8	5,672.9	41.1	9,240.2	48.7	1,050.2	16.9	505.8	10.3	355.1	9.8
海軍	142.7	18.8	155.9	21.0	258.2	12.4	1,370.4	9.9	2,019.1	10.7	632.7	10.2	649.9	13.3	458.8	12.7
河川および港湾	46.8	6.3	32.5	4.4	30.5	1.5	29.6	0.2	33.1	0.2	49.9	0.8	58.8	1.2	43.3	1.2
パナマ運河	29.2	3.8	17.5	2.4	19.3	0.9	20.8	0.1	12.3	0.1	9.5	0.2	16.2	0.3	3.7	0.1
インディアン問題											40.5	0.7	41.5	0.8	38.5	1.1
年金	164.4	21.6	159.3	21.5	160.3	7.7	181.1	1.3	221.6	1.2	213.3	3.4	260.6	5.3	252.6	7.0
外国債の購入					885.0	42.4	4,739.4	34.4	3,477.9	18.3						
外国債の購入子	22.9	3.0	22.9	3.1	24.7	1.2	197.5	1.4	615.9	3.2	1,024.0	16.5	996.7	20.4	989.5	27.3
利海運											469.1	7.5	92.9	1.9	86.1	2.4
その他の	43.7	5.7	38.5	5.2	80.2	3.8	111.3	0.8	150.4	0.8	462.3	7.4	82.7	1.7	0.7	—
計	760.6	100.0	740.9	100.0	2,086.1	100.0	13,791.9	100.0	18,952.1	100.0	6,141.7	—	4,468.7	—	3,195.7	—
法定債券回収費											78.7	1.3	427.1	8.7	422.7	11.6
計	760.6		740.9		2,086.1		13,791.9		18,952.1		6,220.4	100.0	4,895.8	100.0	3,618.4	100.0
余剰(+), 赤字(-)	-62.7		+41.6		-961.8		-9,611.5		-14,297.7		+484		+689		+485	
公債残高	1,191.3		1,225.1		2,975.6		12,243.6		25,482.0		24,299		23,977		22,963	
利付連邦債残高合計	969.8		971.6		2,712.5		11,985.9		25,234.5		24,063		23,739		28,710	

(1) 10万ドル以下は切捨て

(出所) P. Studenski and H. E. Krooss, *op. cit.*, P. 297, P. 299, P. 304, P. 313.

図1 連邦経常収入, 1880—1980



(出所) J. F. Witte, *The Politics and Development of the Federal Income Tax*, (The University of Wisconsin Press, 1985), p.80

をもたらすとともに、連邦の歳入構造に図—1のような決定的な変化を与えた。

アメリカの場合、経費水準の目ざましい増大傾向があらわれてくるのは、陸・海軍費の著しい上昇および同盟国の政府短期債券の購入がはじまった参戦以後のことである。1910年の経費水準を100とすれば、1911～16年の平均経費水準は104.4にすぎなかったのに対し、1917年の300.8、1918年の1,988.5、1919年の2,732.4と連邦の財政支出は飛躍的に増大している。

アメリカが参戦した1917年4月から1920年3月までの戦費総額は334億ドルであるのに対して⁽⁴⁾、1917年から1919年の歳入不足額は249億ドルであり、戦費の約75%に相当している。これらは公債残高純増加額243億ドルによって補

填されており、公債依存度は約72%であった⁽²⁾。従って、残りの28%は増税によって賄われたことになる。

第1次大戦の勃発は、それまで連邦歳入に大きな比重を占めてきた関税収入を絶対額でも構成比の上でも激減させた。他方、連邦歳入のもう一方の担い手であった内国消費税については、アルコール飲料やタバコに対する増税、課税リストの拡大、取引や免許等に対する特別消費税の税率の引き上げ等によって1919年には1916年の2.9倍に増大した⁽³⁾。しかし、これでは激減した関税収入を補うものとしては不十分であったし、激増する戦時財政支出を到底賄い得るものではなかった。このことは所得税および利潤税の増徴へと向かわざるを得ないことを意味し、それらは1918~19年平均で連邦歳入の62%を占めるに至った。

こうして連邦歳入の中心的地位を占めるようになった所得税の構成をみると1914~16年と1917~20年とでは大きな違いがあることがわかる（表—4）。第1次大戦前半期には個人所得税が法人税をやや上回る税収をあげているが、アメリカが参戦した1917年以降は法人関連税が全所得税収の6割から7割を占めている。これは、第1次大戦中の輸出需要の増大によってもたらされた企業の例外的な高利潤にもとづく法人所得税の自然増収や法人所得税率の引き上げ（1917年に2%から6%へ、翌年には12%に引き上げられた—1919年には、法人税の税率が普通所得税の税率を上回るようになったため、法人税が配当所得に対する普通所得税の源泉徴収であるとの根拠は失われることとなった）による増収効果の部分もあるが、最も大きな要因は戦時特別利潤（war profits）（1917年の上院における議会審議で、1916年における法人の戦時特別利潤は30億ドルと推定されている）⁽⁴⁾を捕捉するための戦時特別税の制定であった。

大戦の勃発によって引き起こされた輸出需要の増大と軍事関連支出の増大は、企業の生産活動を活発化させ、総生産量を急激に増大させた（図—2）。このことは企業の税引き前利潤にもはっきりあらわれており、1914年の24億1,000万ドルから1916年の75億8,000万ドルへと3.1倍にも増大している（表—5）。

しかし、こうした生産の著しい伸びが全産業で一様に生じたわけではない。

表—4 所得税収入の構成および構成比, 1913—1922 (暦年) (1)

	申告書数		純所得額		税			個			人		法			人	
	個人	法人	個人	法人	総計	小計	%	普通所得税	%	超過所得税 (1,000ドル)	%	小計	%	所得税	%	戦時及び超 過利潤税	%
(2)	課税所得を申告しているもの	課税所得を申告していないもの															
1913	357,598	188,866	128,043	93,900	4,714	71,382	100.0	28,254	39.5	12,728	17.8	15,525	21.7	(4)43,128	60.5		
1914	357,515	174,205	(5)125,240	4,000	3,940	80,191	100.0	41,046	51.2	16,559	20.7	24,487	30.5	39,145	48.8		
1915	336,652	190,911	(5)175,532	4,600	5,310	124,938	100.0	67,944	54.4	23,996	19.2	43,948	35.2	56,994	45.6		
1916	437,036	206,984	134,269	6,299	8,766	345,192	100.0	173,387	50.2	51,441	14.9	121,946	35.3	171,805	49.8		
1917	3,472,890	232,079	119,347	13,652	10,730	(6)2,937,827	100.0	691,493	23.5	156,897	25.3	(7)534,596	18.2	2,142,446	72.9		
1918	4,425,114	202,061	115,518	15,925	8,362	4,286,486	100.0	1,127,722	26.3	476,433	11.1	651,289	15.2	3,158,764	73.7		
1919	5,332,760	209,634	110,564	19,859	9,412	3,444,972	100.0	1,269,630	36.9	468,105	13.6	801,525	23.3	2,175,342	15.1		
1920	7,259,944	203,233	142,362	23,736	7,903	2,700,289	100.0	1,075,054	39.8	478,250	17.7	596,804	22.1	1,625,235	60.2		
1921	6,662,176	171,239	185,158	19,577	4,336	1,420,962	100.0	719,387	50.6	308,059	21.7	411,328	28.9	701,575	49.4		
1922	6,787,481	212,535	170,348	21,336	6,964	1,644,833	100.0	(8)861,057	52.3	355,410	21.6	474,581	30.7	783,776	47.7		

(1) 1916年以前は納税告知書収入額に基いた数字であり, 1916年以降は, 納税済み額に基いた数字である。表—3は前者の数字で統一してあるため本表の数字とは誤差がある。

(2) 1913年から1916年については純所得 \$3,000以上を申告している申告書であり, 1917年から1921年については \$1,000以上である。

(3) 申告された申告書数および各階層の平均純所得を基準にして決定された。

(4) 1909年8月5日に立法化された消費税額 \$1,007万1,000を含む。

(5) 1915年は1914年に含まれるべき純所得を示していない約3万の申告書を含んでいる。

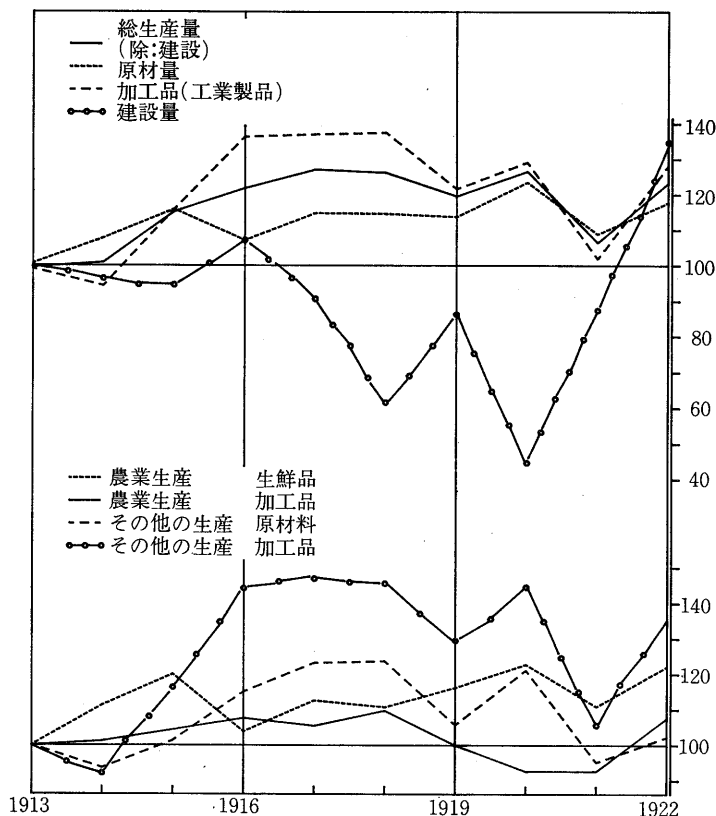
(6) パートナシップの戦時超過利潤税 \$1億388万8,000を含んでいる。

(7) 戦時超過利潤税 \$1億125万を含んでいる。

(8) 2年以上保有された資産の売却からの純資本利得に対する税を含む。

(出所) *Statistical Abstract of the United States*, 1923, 1926より作成。

図 2 アメリカにおける物的生産および建設の推移, 1913—22



(出所) F. C. Mill, *Economic Tendencies in the U. S.*, p. 189

図一 2 からもある程度わかるように、そうした伸びは商品輸出および軍需関連製品の増大に支えられた工業製品生産の著しい増大を中心としたものであった。実際、表一 6 からわかるように、1914～16年における製造業および鉱業の生産の伸びはそれぞれ39%、26%と増大したのに対して、農業はさしたる伸びを示していない。従って、この時期のアメリカ経済の活発化は製造業における生産の増大を軸に展開したものであることがわかる。

第 1 次大戦がもたらしたこの巨額の企業利潤を背景に、増大する政府支出の財源確保に苦慮する連邦政府は、1916年 9 月に軍需品製造者税 (munition

表—5 法人の粗付加価値と純利潤, 1913—1924

(単位: 100万ドル)

年	粗付加価値 (a)	税引き前利潤 (b)	税引き後利潤 (c)	(b)/(a) %	(c)/(a) %
1913	19,837	3,390	3,347	17.07	16.87
1914	18,590	2,410	2,371	12.96	12.75
1915	20,941	4,140	4,083	19.77	19.50
1916	27,797	7,580	7,408	27.27	26.65
1917	32,494	9,484	7,342	29.19	22.59
1918	34,540	7,712	4,553	22.33	13.18
1919	40,217	6,482	6,307	21.09	15.68
1920	42,540	5,968	4,343	14.03	10.31
1921	28,741	726	24	2.53	0.80
1922	35,026	5,164	4,380	14.74	12.50

(出所) TNEC, *Monograph*, No.12, Profits, Productive Activities and New Investment, p. 45.

表—6 産業別生産の推移, 1914—1918

(1914=100)

	1914	1915	1916	1917	1918
全製産業	100	117	139	138	137
全 鉱 業	100	109	126	133	134
農業生産	100	105	99	97	102
鉄 道	100	107	124	136	142

(出所) *Historical Statistics of the United States*, 1949より作成

manufacturer's tax)⁽⁵⁾を導入し、その後1917年3月の超過利潤税 (excess-profits tax)⁽⁶⁾、1917年10月の戦時超過利潤税 (war excess-profits tax)⁽⁷⁾と戦時特別税を拡大、強化していき、1918年歳入法のもとで最終的に次のような内容をもつ歳入調達手段を持つにいった。

課税年度の投下資本額 (invested capital) の8%プラス3,000ドルを超える法人の純所得を課税ベースとし、純所得額が投下資本額の20%未満のものについては30%の税率で、それ以上のものについては65%の税率で超過利潤税 (ex

cess-profitstax) を課し、さらに、課税年度の純所得から戦前 (1911~13年) の平均純所得プラス3,000ドルを加えたものを差し引いた額が超過利潤税額を超える場合には、その差額に対して80%の戦時利潤税 (war-profits tax) を賦課した⁽⁸⁾。

こうした内容をもつ法人特別税は、先に見たように巨額の税収を政府にもたらしたわけであるが、そうした税収確保という観点からだけでなく企業課税に累進性を加味したという点からも大きな意味をもつものであった。しかし、このことがただちに資本規模別累進性を意味したわけではない。

今、1919年における法人の純所得に対する法人税、超過利潤税ならびに戦時利潤税の割合を投下資本額別にみると、投下資本額が15万ドル—30万ドルの法人に対する税額は純所得の約25%、投下資本額が30万ドル—75万ドルの法人に対するそれは27%、100万ドル—400万ドルの法人に対するそれは27%、9,000万ドル—1億ドルの法人に対するそれは15.7%であり、最も高い資本投下を行っている法人の税負担率は投下資本額2万ドル—4万ドルの法人と同じになっている⁽⁹⁾。

また、業種別にこれらの税の負担割合をみると、66.9%が製造業によって、11.0%が貿易関連企業によって、4.7%が運輸業およびその他の公益法人によって、そして、3.8%が金融機関によって負担されている。最も負担率が高い製造業の中では、金属産業が全体の3分の1近い31.76%を、繊維産業が全体の12.46%を、食料品・タバコ産業が全体の6.55%を負担している⁽¹⁰⁾。

これから言えることは、次の2点である。第1に、第1次大戦期の法人課税の構造は、規模別になだらかな累進性を持っているが、最上位層では逆進的になっている。第2に、業種別の税収に大きな差があり、規模別から言っても負担構造のアンバランスを引き起こすことになる。そこで、T. S. Adams の指摘に依りながらその原因を探っていこう。

まず考えられるのは、超過利潤税それ自体の性格に起因するものである。本税の規定によれば、控除額の算定基準が投下資本額の8%と一律に定められている。これでは課税対象となる何千もの業種に対して収益率一定を仮定していることになり公正な控除額を提供することはできない。例えば、銀行にとって

公正な収益率と同じ収益率は石油や鉱物を探査、採掘する企業を設立する人にとっては不公平であろう。さらに、適切な収益率は業種だけではなく、企業規模によっても異なっているということである。例えば、石油の探査はリスクが大きいものであるが、大規模にそして他の石油企業と共同して行なえばかなりのリスクの分散を行ない得るだろう⁽¹¹⁾。

また、大企業は巨額の利潤の一部を役員給与や高級管理職の給与にあてることで利潤の費用化を行ない、純所得を著しく低く算定していたと言われている⁽¹²⁾。例えば、鉄鋼業界2位の Bethlehem Steel 社の4人の役員は、1917年には230万ドルを、1918年には210万ドルを自分たちで分け合っていたと言われている⁽¹³⁾。これらの結果、戦時超過利潤税の負担率は、表—7にみられるように投下資本額に反比例するという状況がつくり出されていた。

表—7 純所得の投下資本に対する割合、1917歳入法

投下資本額 \$ \$	20%以下		20%～40%		40%～60%		60%以上		計	
	No.	%	No.	%	No.	%	No.	%	No.	%
～ 20,000	54	5.1	383	35.9	279	28.1	329	30.9	1,065	100
20,000～ 100,000	1,671	46.1	1,514	41.7	318	8.8	124	3.4	3,627	100
100,000～ 500,000	1,576	65.0	640	26.4	143	5.9	65	2.7	2,424	100
500,000～5,000,000	518	69.9	171	23.1	40	5.4	12	1.6	741	100
5,000,000～	36	85.7	6	14.3	0	0.0	0	0.0	42	100
計	3,855		2,714		800		530		7,899	

(出所) T. S. Adams “Should the Excess Profits Tax be Repealed”, *the Quarterly Journal of Economics*, May, 1921, p. 385.

さらに、戦時期の法人関連税の増徴にともなって多くの調整措置が導入されたということにも注意を向けなければならない。1918年歳入法は課税の拡大、強化の一方で、選別的で課税ベースの圧縮につながる2つの主要な調整措置を導入した。

第1は、所得税制定当初からの石油業界の強い要求であった減耗控除 (depletion allowance) の算定基準の緩和である。これは、費用算定方式をレギュ

ラー・フロー方式 (regular flow) から毎年の投資額の20%を控除することを認めたフラッシュ・フロー方式 (flush flow) に変更したものである⁽¹⁴⁾。

第2は、戦争遂行に寄与する生産物を産出することを目的として、1917年4月6日以降に取得あるいは建設された建造物、機械ならびに設備に対して、通常の消耗額を上回る価値の損失の加速度償却率 (accelerated rate) での控除を認めたものである⁽¹⁵⁾。

これらはいずれも、アメリカの参戦に伴う巨額の財政需要からもたらされた重い税負担は、課税所得が注意深く定義されなければ、資本に著しく喰い込み、軍需品製造業者や鉱業生産者の生産意欲を弱めるという見地から、巨額の財政需要と軍需品生産能力の拡大という2つの要求を満たすよう企図されたものであった。しかし、これらの措置は探査・採掘費用や減価償却資産の保有、ならびに消耗費や償却費を吸収し得るだけの所得の存在を条件とするだけに、必然的に差別的にならざるを得ない。すなわち、規模別には大企業に、業種別には減耗控除の算定基準の改訂が鉱業および林業に、加速度償却の採用が製造業に有利に作用したことは疑いなく、軍需関連産業の平時経済への移行を容易ならしめたと考えられる。そして、これらの措置は、金融機関に有利に作用する公債利子の非課税措置や法人間の受取り配当控除措置とのバランスをとりながら、そうでなければさらに大きかったであろう超過利潤税のもつ業種間の税負担のアンバランスを緩和する効果を持ったことは明らかであった。しかし、その導入が政府に、急激に増大する財政支出を賄うための税収確保を円滑におこなうことを可能にさせたと言うことができるだろう。

しかし、一度このような措置が導入されれば、先にみた企業間および産業間の税負担のアンバランスが拡大していくだけでなく、適用対象からもれた圧力団体からの要求を誘発し、企業税制をさらに複雑にすることで税務行政上の負担を増大させるという点では他の形態の税と同じである⁽¹⁶⁾。これらの動きに対して C. Hull は「所得税法の円滑で恒久的な運用に生じ得る危険性は、すべての税法についても真実であるように、その友人達がそこかしこに非課税措置を挿入し、自由な修正を加えたがることであり、それによって、彼らの税負担のすべてを脱税あるいは回避する人に多くの扉を開くことである」と述べて

いる⁽¹⁷⁾。

これまでみてきたような第1次大戦期の超過利潤税は戦時利得が最も多く発生した製造業に最も重くかかり、その戦時利得を吸収して増大する財政需要を賄うという点では政府の意図に沿うものであった。しかし、それがある程度うまく機能し得たのは、第1次大戦による膨大な企業利潤と民主党と共和党との議会内協力を前提にしてのことである⁽¹⁸⁾。したがって、一度かかる利潤が消滅すれば、超過利潤税がもつ業種間の差別性はより先鋭化してあらわれてくるだろうし、その税がもつ累進的性格が表面化してくるだろう。そして、このことが終戦による議会内協力の終焉のもとで、民主党と共和党の政策論争の争点となってあらわれてくるであろうということは疑いない。

他方、歳入当局にとっては、それまで巨額の税収のうしろでくすぶっていた問題が表面化することになる。すなわち、超過利潤税の控除額の算定や同時に導入された加速度償却ならびに減耗控除の算定のために税務行政上過度の負担を負うことになると同時に課税ベースの侵食が始まっていたのである⁽¹⁹⁾。このことは、戦時利得が消滅し、超過利潤税が税収確保機能を十分果たさなくなれば当然表面化してくる問題である。これらのことは、平時経済へ移行すれば修正されざるを得ない。

注

- (1) P. Studenski and H. E. Krooss, *op. cit.*, p. 298.
- (2) この時期の公債発行が経済に与えたインパクトについては、加藤前掲論文を参照のこと。
- (3) P. Studenski and H. E. Krooss, *op. cit.*, p. 296.
- (4) R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 144.
- (5) これは、軍需品製造者の純利潤に対して12½%の税率を課すものである。*ibid.*, p. 121.
- (6) 本税は、1916年歳入法のもとでの軍需品製造者税を拡大したもので、一定の控除額(5,000ドルプラス投下資本額の8%)を超えるすべての法人およびパートナー・シップの純所得に対して8%の税率で課税するものであり、カナダの税制をモデルにしたものである。しかし、本税は実施されるまえに、1917年10月の戦時特別歳入法のもとで制定された戦時超過利潤税にとってかわられた。*ibid.*, p. 124, p. 136.
- (7) 戦前利潤(1911～1913年平均)と課税年度のそれとの差額から、(1)戦前における投

下資本額に対する平均純所得額の比率に等しい課税年度の対投下資本比率に相当する額（ただし、課税年度の投下資本の7%以上9%未満の額）ならびに、(2)法人に対しては3,000ドル、個人およびパートナーシップに対しては6,000ドルを控除した額を課税標準とし、純所得が投下資本の15%未満のものに対しては20%の税率、15%以上20%未満のものについては25%の税率、20%以上25%未満のものについては35%の税率、25%以上33%未満のものについては45%の税率、ならびに33%以上のものについては60%の税率で課税するものであった。*ibid.*, pp. 151-152.

(8) *ibid.*, p. 185-186.

(9) *ibid.*, p. 196.

(10) *ibid.*, p. 195.

(11) T. S. Adams, "Should the Excess-Profits Tax Be Repealed?", *The Quarterly Journal of Economics*, May, 1921, pp. 380-381.

(12) *ibid.*, p. 384-386.

(13) G. Soule, *Prosperity Decade, From War to Depression: 1917-1929*, (Harper Torchbook, 1947) p. 79.

(14) 例えば、1万ドルの費用で10の油井を掘り、10番目にやっと油井を掘り当て、これを30万ドルでスタンダード・オイル社にリースする場合を考える。レギュラー・フロー方式のもとでは、課税所得は29万ドル（30万ドルー1万ドル）と算定され、フラッシュ・フロー方式のもとでは20万ドル（30万ドルー1万ドル×10）となる。当初、石油業界だけがレギュラー・フロー方式に不満を表明していたが、石油業界にフラッシュ・フロー方式が認められると石炭産業や木材産業など同種の業界にもこの措置が拡大されることになった。J. L. Waltman, *op. cit.*, pp. 74-76.

(15) より公平な課税所得の定義を確保する方法として、加速度償却の原理がアメリカで最初に認められたのは1916年歳入法においてであった。しかし、後の立法の取扱いと比べれば軍需品製造業者の生産の拡大を保障する手段として採用されたものではなかった。この主な理由は、軍需品製造業者の利潤が外国政府との契約の遂行から引き出されているというものであった。R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 186, C. R. Brown and C. Patterson "Accelerated Depreciation: A Neglected Chapter in War Taxation" *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 57, pp. 630-645.

(16) J. L. Waltman, *op. cit.*, p. 78.

(17) *ibid.*, p. 79.

(18) *ibid.*, pp. 42-79を参照のこと。

(19) R. C. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, pp. 532-535, C. R. Brown and C. Patterson, *op. cit.*, p. 632.

第3章 第1次大戦期の個人所得税の構造

前章で述べたように、第1次大戦期の個人所得税は、税收確保という点では法人課税の次に位置するものであった。表—4に示されているように、1917年から1920年までの所得税収に占める法人税の割合が60.2%—73.7%であるのに対して、個人所得税のそれは23.5%—39.8%であった。また、同期間の純所得に占める税額の割合も、前者が20.7%—37.8%であるのに対して、後者のそれは5.06%—7.08%である。しかし、粗所得に対する税額を見た場合、1917～20年における法人税のそれが2.7%—4.0%であるのに対して、個人所得税のそれは4.0%—6.4%と高くなっている。(表—8, 表—9) このことは、個人所得税の場合には法人税ほど租税回避が容易ではなく、巨額の戦費を賄うものとして個人の上にも重い税負担がかかっていたことを示している。

この時期の個人所得税の増徴で特徴的なのは人的控除額 (personal exemption) の引き下げと累進性の強化が並行して行なわれていることである。(表—2)

1913年法のもとでの独身者および既婚者に対する人的控除額3,000ドルと4,000ドルは、1917年の戦時歳入法のもとでそれぞれ1,000ドルと2,000ドルに引き下げられた。そして、内国消費税の増徴と人的控除額の大幅な引き下げに対する調整措置として、18才未満の子女1人につき200ドルの子女扶養控除 (child exemption) が採用されることになった。これは当時イギリスで設けられていた子女扶養控除 (child allowance) を参考にして導入されたものであった¹¹⁾。

この措置は、戦費調達のための大幅な人的控除額の引き下げを緩和することを目的として、譲歩し得る範囲で人的考慮を加える措置であったと考えられる。その措置が税收確保を中心に考えられたものである以上、その効果も限られたものにならざるを得ない。事実、こうした子女扶養控除の導入は同時に行なわれた人的控除額の大幅な引き下げの効果を打ち消すものではなく、後に述べられるような第1次大戦中の賃金の大幅な上昇とも相まって多数の低所得層

表一 個人所得税申告書に表われる個人所得の租所得および純所得, 1916—1922 (暦年) (1) (単位: 100万ドル)

	1916	1917(7)	1918	1919	1920	1921	1922
租 所 得	8,350	12,077	17,746	22,438	26,691	23,329	24,872
・賃 金	1,846	3,649	8,267	10,756	15,270	13,813	13,694
・事業		2,865	3,124	3,878	3,206	2,366	2,840
・パートナシップ(2)	3,022	775	1,215	1,831	1,701	1,341	1,427
・不動産の株式(2)							5.7
・債券の売却益		318	291	999	1,021	463	(6)742
・地代・特許計(1)	644	684	976	1,019	1,047	1,178	1,225
・利子・投資所得	701	937	1,404	7.9	1,648	1,643	1,997
・普通税からの個別除	2,137	2,849	2,469	2,517	2,797	2,524	2,947
・配 府 証 券 利 得	2,137	2,849	2,469	2,454	2,786	2,477	2,664
・純資本利得				63	61	47	34
・経 費 控 除	2,051	886	1,821	2,578	2,955	3,752	249
純 所 得	6,299	11,191	15,925	19,860	23,736	19,577	21,336
普通税からの控除計	3,780	6,968	10,566	11,941	15,632	16,716	17,649
・人 的 控 除	1,643	4,019	8,097	9,424	12,835	14,192	14,702
・上 の 個 別 控 除	2,137	2,849	2,469	2,517	2,797	2,524	2,947
純所得を超えた控除(十)	53		441	449	702	2,714	2,740
課 税 所 得	2,572	4,223	5,800	8,367	8,806	5,575	45
普通 所 得 税	51	156	476	468	478	308	355
超過 所 得 税	122	433	651	802	597	411	475
資本利得税(4)							31
所得税純計	173	(5)691	1,127	1,270	1,075	719	861
税額/租所得(%)	2.1	5.6	6.4	5.7	4.0	3.1	3.5
申告当りの平均純所得	\$ 1,441	\$ 3,931	\$ 3,599	\$ 3,724	\$ 3,269	\$ 2,939	\$ 3,143
申告書当りの平均税額	\$ 397	\$ 199	\$ 255	\$ 238	\$ 148	\$ 108	\$ 127
1人当りの純申告所得	\$ 62	\$ 133	\$ 153	\$ 187	\$ 224	\$ 185	\$ 195
1人当りの税額	\$ 1.72	\$ 6.75	\$ 10.85	\$ 11.98	\$ 10.14	\$ 6.79	\$ 7.86

- (1) 表一4の脚注(1)を参照のこと
 (2) 受託所得は1916年から1921年についてはパートナシップに, 1922年以後は利子・投資所得に含まれている。
 (3) 2年以上保有された資産の売却から生じたもの。
 (4) 2年以上保有された資産の売却からの純資本利得に対する税額から2年以上保有された資産の売却に対する税額を差し引いたもの。
 (5) 1億125万ドルの戦時超過利潤税を含む。
 (6) 2年以上保有された資産の売却からの純資本利得を除外している。
 (7) 2,000ドル以上の純所得を申告している申告書に関する統計である。
 (出所) Statistical Abstract of the United States, 1923, 1926より作成。

表—9 法人の粗所得ならびに法人税率 (暦年) (1) (単位: 1,000ドル, %)

	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922
法人数	341,253	351,426	317,579	320,198	345,595	356,397	382,883
黒字法人数	206,984	232,079	202,061	209,634	203,233	171,239	212,535
粗所得(1)	32,531,097	79,540,005	79,706,659	88,261,006	93,824,225	60,051,123	80,331,680
経費及び控除	23,765,188	68,809,645	71,345,148	78,849,588	85,921,570	55,715,075	73,367,869
純所得	8,765,909	10,730,360	8,361,511	9,411,418	7,902,655	4,336,048	6,963,811
前年の繰越	(2)						501,780
法人所得	171,805	503,698	653,198	743,536	636,508	366,444	775,310
戦時超過利益税		1,638,748	2,505,566	1,431,806	988,726	335,132	8,466
税収総額	171,805	2,142,446	3,158,764	2,175,342	1,625,235	701,575	783,776
赤字法人数	134,269	119,347	115,518	110,564	142,362	185,158	170,348
粗所得(3)	2,796,534	5,153,234	6,757,622	11,657,743	24,381,338	31,198,150	20,588,835
経費控除	3,453,438	5,782,842	7,447,395	12,653,289	26,410,761	35,076,369	22,782,611
赤字額(4)	656,904	629,608	689,772	995,546	2,029,424	3,878,219	2,193,776
(5)=(2)-(4)	8,109,005	10,100,752	7,671,739	8,415,872	5,873,231	457,829	4,268,255
(6)=(1)+(3)	35,327,631	84,693,239	86,464,281	99,918,749	118,205,563	91,249,273	100,920,515
(5)/(6)	23.0	11.9	8.9	8.4	5.0	0.5	4.2
法人税率	2	6	12	10	10	10	12½
戦時超過利益税	12½	20-60	30-80	20-40	20-40	20-40	
課税所得	2.0	4.7	7.8	7.9	8.1	8.5	12.0
実質税率	—	15.3	30.0	15.2	12.5	7.7	0.1
負債比率	2.0	20.0	37.8	23.1	20.6	16.2	12.1
粗所得	0.5	2.7	4.0	2.5	1.7	1.2	1.0

(1) 表—4の脚注(1)を参照のこと

(出所) Statistical Abstract of the United States, 1923, 1926より作成

の納税者を新たに課税対象に取り込むことになった。この人的控除額の低位固定化と子女扶養控除の導入の結果は、独身者への負担のしわ寄せである。

表一10にみられるように、所得税申告者数は1916年から1920年にかけて約17倍にも膨れあがり、1920年には約726万人にも達している。こうした動きに応じて5,000ドル未満の所得階層からもたらされる 税収額も 増大し、その全個人所得税収に対する割合も1916年の0.4%から1920年の15.4%へと大きく上昇している。

他方、税率構造をみると、1913年法で採用された超過所得税率は、2万ドル～5万ドルの所得階層に対する1%から50万ドル以上の所得階層に対する6%の超過累進税率であった。その後、軍備増強およびアメリカの参戦という動きに応じて、1916年の税率の引き上げ、1917年には税率の引き上げと人的控除の引き下げが行なわれ、1918年には次のような形をとっていた。課税所得5,000ドル～6,000ドルの階層に対する1%から100万ドル超の階層に対する65%におよぶ55段階の税率で課税することとされた。(表一2)

また、普通所得税にもこの期間に二段階税率が採用され、1918年には課税所得から人的控除額および子女扶養控除額を差し引いた額の4,000ドル未満の部分には6%の税率で、それを超える部分には12%の税率で課税することとされた。(表一2)

この結果、第1次大戦期の個人所得税は極めて強い累進的な構造を持つにいたった。しかし、内容を調べてみると、アメリカの参戦以前と参戦以降とでは所得階層別の税収構成のうで大きな変化があることがわかる。表一10に示されているように、1916年には全個人所得税収の約52%を占めていた30万ドル以上の所得階層のシェアが1917年以降一貫して低下し、1920年には5,000ドル未満の階層のそれを下回る13.2%まで落ち込んでいるのに対して、5,000万ドル～10万ドルの所得階層のそれは1916年の26.4%から1920年の54.6%に大きく上昇している。

このような現象をもたらしたものとして、これまでみてきたことから言えることは、人的控除額が大幅に引き下げられたということと10万ドル以下の所得階層に適用される税率の大幅な引上げと累進のきざみが非常に細分化されたと

表—10 個人所得税の所得階層別構成, 1916—1922 (暦年) (1) (単位: 1,000ドル, %)

	1916	1917(2)	1918	1919	1920	1921	1922
申告者数	429,401	3,472,890	100.0	4,425,114	100.0	5,332,760	100.0
\$							
～ 2,000		1,640,758	47.2	1,516,938	34.3	1,924,872	36.1
2,000～ 3,000		838,707	24.2	1,496,878	33.8	1,569,741	29.4
3,000～ 5,000	157,149	560,763	16.1	932,336	21.1	1,180,488	22.1
5,000～ 10,000	150,533	270,666	7.8	319,356	7.2	438,851	8.2
10,000～100,000	42,274	155,322	4.5	155,107	3.5	213,282	3.9
100,000～300,000	5,373	5,649	0.2	3,862	0.1	4,847	0.1
300,000～	1,296	1,015	—	624	—	679	—
						246	537

税収総額	173,387	100.0	691,493	100.0	1,127,722	100.0	1,269,630	100.0	1,075,054	100.0	719,387	100.0	861,057	100.0
\$														
～ 2,000			16,244	2.5	26,482	2.3	24,696	1.9	36,860	3.4	29,335	4.1	27,328	3.1
2,000～ 3,000			9,097	1.3	35,415	3.1	28,258	2.2	45,508	4.2	20,712	2.9	20,730	2.4
3,000～ 5,000	776	0.4	18,283	2.6	82,929	7.4	75,915	6.0	83,496	7.8	42,744	5.9	47,533	5.5
5,000～ 10,000	6,301	3.6	44,066	6.4	93,058	8.3	91,538	7.2	97,886	9.1	68,871	9.6	70,388	8.2
10,000～100,000	39,539	22.8	242,316	35.1	420,119	37.2	506,187	39.9	490,242	45.5	355,508	49.4	393,366	45.7
100,000～300,000	36,430	21.0	142,484	20.6	231,836	20.6	281,800	22.1	179,192	16.7	113,826	15.8	170,147	19.8
300,000～	90,340	52.2	219,002	31.7	237,884	21.1	261,286	20.6	141,869	13.2	88,392	12.3	131,565	15.4

- (1) 1,000ドル以上の純所得を申告している申告書に関する統計である
 (2) 1922年分については、2年以上保有された資産の売却からの純資本利得に対する税を含む
 (出所) *Statistical Abstract of the United States*, 1923, 1926より作成

ということがあげられるが、ここではどうしてそのような税負担の配分に変化が生じたのかということが問われねばならない。この主たる要因として、第1に、1890年代以降進行してきた株主の分散と第1次大戦期の企業の高利潤を背景とした個人所得の急増を、そして第2に、高額所得者による租税回避を指摘し得るだろう。

第1次大戦の勃発による輸出需要の増大と政府支出の拡大は、前章でみたような著しい生産の拡大と物価騰貴を引き起こし、貨幣所得を急激に押し上げた。しかし、そこには1917年をさかいにしてそれ以前と以後とでは著しい変化があることがわかる。

第1次大戦の勃発によって引き起こされた輸出需要の増大の結果、アメリカの参戦前にすでに膨大な会社利潤が発生し、第11表にみられるように1916年の税引き前利潤は1914年のその約3倍にあたる75億8,000万ドルに達した。この間の卸売物価の上昇は約29%であるから、図—2にもみられるようにこの期間の会社利潤の上昇が生産の拡大に基づいていたことがわかる。これに応じて、高額財産所有者が大宗を占める10万ドル以上の収入の伸びは4倍強にものぼっており、自営業者、パートナーシップ経営者、農場経営者、高級管理職、中小財産所有者が大宗を占めると考えられる²⁾ 5,000ドル—10万ドルの所得階層の同期間の収入の伸びは41%である。

これに対して、大部分のサラリーマンが属する5,000ドル未満の所得階層の収入の伸びは8%弱である。これは、1916年までの控除額の高さからして、一般サラリーマン、賃金労働者が全く課税対象となっていなかったことを意味する。事実、全産業の一般サラリーマンの平均俸給は、1914年の1,088ドルから1916年の1,148ドルに上昇したにすぎず、賃金労働者の平均賃金も同期間に522ドルから679ドルに上昇したにすぎない。(表—12)

ところが、1917年以降では、表—11にみられるように30万ドル以上の階層の総収入額は、1920年において1916年の $\frac{1}{8}$ 近くに減少しているが、5,000ドル—10万ドルの所得階層では2.1倍に、5,000ドル未満の階層では1.8倍に増大している。これを反映した5,000ドル未満の階層の税収の伸びは、それまで非課税であった一般サラリーマンの一部を人的控除の引き下げで課税対象にとり込んだ

表—11 所得階層別総収入の推移, 1914—1922

(単位: 100万ドル)

	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922
～\$ 5,000 指数(1914=100)	27,514 (100)	27,597 (100.3)	29,617 (107.6)	34,852 (126.7)	44,189 (160.6)	45,323 (164.7)	52,811 (191.9)	46,885 (169.0)	47,529 (172.7)
\$ 5,000～10,000 指数(1914=100)	2,376 (100)	2,243 (94.4)	2,710 (114.1)	4,947 (208.2)	5,807 (244.4)	7,989 (336.2)	8,305 (349.5)	6,376 (268.4)	7,153 (301.1)
10,000～100,000 指数(1914=100)	3,423 (100)	3,875 (113.2)	5,398 (157.7)	6,946 (202.9)	6,603 (192.9)	8,928 (260.8)	8,791 (256.8)	6,863 (200.5)	8,312 (243.1)
100,000～300,000 指数(1914=100)	541 (100)	877 (162.1)	1,526 (282.1)	1,547 (286.0)	1,343 (248.2)	1,289 (238.3)	851 (157.3)	547 (101.1)	932 (172.3)
300,000～ 指数(1914=100)	829 (100)	1,585 (191.2)	4,324 (521.5)	2,017 (243.3)	1,051 (126.8)	1,157 (139.6)	639 (77.1)	397 (47.8)	990 (119.4)

(出所) C. Warburton "The Trend of Savings, 1900-1929" *The Journal of Political Economy* Vol. 43, PP. 89-90より作成。

表—12 年間賃金・俸給稼得額の推移, 1913—1922

(単位: ドル)

年	名 目 額		指数(1913=100)		実質額 (1913年価格)		指数(1913=100)	
	賃 金	俸 給	賃 金	俸 給	賃 金	俸 給	賃 金	俸 給
1913	594	1,066	100.0	100.0	594	1,066	100.0	100.0
1914	552	1,088	92.9	102.1	544	1,071	91.6	100.5
1915	582	1,096	98.0	102.8	564	1,064	94.9	99.8
1916	679	1,148	114.3	107.7	610	1,034	102.7	97.0
1917	771	1,204	129.8	112.9	594	930	100.0	87.2
1918	940	1,265	158.2	118.7	601	813	101.2	76.3
1919	1,029	1,453	173.2	136.3	563	804	94.8	75.4
1920	1,273	1,740	214.3	163.2	612	846	103.0	79.4
1921	983	1,696	165.5	159.1	550	950	92.6	89.1
1922	1,012	1,715	171.9	160.9	610	1,031	102.7	96.7

(出所) W. I. King, *The National Income and its Purchasing Power*, P. 146 P. 152 P. 158. P. 164より作成

ことのあらわれであり、インフレの加速化と組合活動により1920年には、その平均名目賃金が1916年水準の2倍近い1,273ドルに達した賃金労働者のごく一

部をとり込み始めたことの結果である。しかし、既婚者に対する人的控除の水準と新たに設けられた子女扶養控除の存在を考えれば当時の標準世帯一夫婦・子供3人—は今だ課税対象とはなっておらず、大衆課税とは言い難いものであった。(表—12) もっとも、この期間実質額での上昇はみられず、一部の低所得層に過度の負担を負わすことになったことは疑いない。

これに対して、5,000ドル—10万ドルの階層の総収入の伸びと10万ドルを超える階層の総収入の大幅な減少は1917年以降の企業利潤の減少からある程度説明し得る。企業の税引き前利潤は表—5にみられるように、1917年をピークに漸減傾向を示し、1920年には59%近くも減少し、支払い配当額もわずかながら減少している。これを反映して、10万ドルを超える階層の人々が5,000ドル—10万ドルの階層に降りてきたと考えることができる。したがって、先に述べた人的控除の引き下げ、税率の大幅な引き上げ、税率のきざみの細分化は、一般サラリーマンや賃金労働者の一部を新たに課税対象に加え、増大した5,000ドル—10万ドルの階層の所得をきめ細かに吸い上げる役割を果たしたと言い得るだろう。

しかし、第1次大戦後半における30万ドル以上の所得階層の総収入の激減とそれに伴うそこからの税収の低下は、同時期の企業の支払い配当の減少としてだけでは説明しきれるものではない。法人の支払い配当額は1917年から1918年にかけて5.2%しか減少しておらず⁽³⁾、全階層における受取り配当額も13.3%しか減少していないのに対して、高額所得者の減少幅は47%近くにもおよんでいる(表—13)。こうした現象は、投資の免税債への転換、持ち株会社の設立、損失の実現および利得の寝かし込みなどの租税回避の結果としてでなくては説明がつかないだろう。この点を T. S. Adams の指摘に依拠して示しておこう⁽⁴⁾。

投資の免税公債への転換は、公債の利回りと非課税措置による減税効果とのかねあいでは生ずる問題である。免税債の利回りは相対的に低率であるために、減税効果がこのマイナス部分を打ち消すものでないかぎり免税債の購入はおこなわれないことになる。例えば、1919年における市債(municipal bond)と社債の利回りとの差は1.14%(5.34—4.20)であり⁽⁵⁾、社債の利回りの21.3%に

表—13 全所得階層および30万ドル以上の所得階層によって申告された純所得額および配当，利子，投資所得額

年	申告者数		純所得 (100万ドル)		配当，利子ならびに 投資所得 (100万ドル)	
	全階層	30万ドル以上の所得階層	全階層	30万ドル以上の所得階層	全階層	30万ドル以上の所得階層
1916	\$ 437,036	\$ 1,296	\$ 6,299	\$ 993	\$ 3,217	\$ 707
1917	3,472,890	1,015	13,652	731	3,785	616
1918	4,425,114	627	15,925	401	3,872	344
年	配当 (100万ドル)		利子および投資所得 (100万ドル)			
	全階層	30万ドル以上の所得階層	全階層	30万ドル以上の所得階層		
1916	\$ 2,136	\$ 541	\$ 1,081	\$ 166		
1917	2,849	505	937	111		
1918	2,469	269	1,403	75		

(出所) T. S. Adams "Fundamental Problem of Federal Income Taxation",
The Quarterly Journal of Economics Vol. 35, p531.

あたる。従って，社債への投資よりも免税債への投資の方が有利なのは，21.3%以上の税率適用を受ける4万4,000ドル超の階層に属する納税者である。そして，免税債への投資の魅力は適用税率が高くなればなるほど増大することになり，最高所得税率73%の適用を受ける100万ドル以上の階層では15.6%以上の収益をもたらさない限り免税債への投資が有利になることになる⁽⁶⁾。

第2に，多くの高額所得者は持ち株会社を設立することによって超過所得税を回避していた。法人税率は10%にすぎず，投資収益が投下資本額の8%未満であれば超過利潤税の適用を受けなかった。しかも，個人の場合には，配当控除は普通所得税に対してだけしか与えられてなかったのに対して，法人の場合は全額非課税である⁽⁷⁾。この租税回避手段は所得税導入当初から問題となっており，1913年法で利得および利潤を内部に蓄積し超過所得税を回避するために設立された法人の利潤および利得は分配されようがされまいがその持ち分に応じて株主の所得として申告されねばならないという規定が設けられていた。し

かし法人の性格判断の決め手に欠けていることからほとんど死文と化していた⁽⁸⁾。

また、1913年の Underwood 関税法のもとでの所得税条項の大きな欠点であった損失控除規定の欠如は、1918年歳入法で非事業取引から生じた損失控除が認められたことで資本利得の全額課税—資本損失の全額控除という理論上の一貫性が整うことになった。しかし、この規定は高額所得者に新たな租税回避への道を開くこととなり、多額の所得を自発的に実現された資本損失で相殺することが可能となった⁽⁹⁾。この措置を利用して、高額所得者は価格が上昇した資産を保有し、価格が下落した資産を売却するという行動を盛んに行っていたと言われており、Seltzer の推計では1920年における資本損失の全控除額に占める割合は全所得階層の場合35.1%であるのに対して、10万ドル超の所得階層の場合、56.9%にのぼっている⁽¹⁰⁾。このことは、課税所得を減少させ、歳入を減らすことを意味する。資本損失の全額控除規定の導入は、資本利得の一時的集中性に加えて新たな問題をつくり出すこととなった。

以上に述べたようなことの結果、1917年以降高額所得層からの税収が落ち込んでいくわけであるが、そうした現象が税率が急激に引き上げられた1917年をさかいにして生じていることが注目される。所得税の最高税率が6%であり、普通所得税率と法人税率が同じ水準に設定されていた時期には、高額所得者が租税回避を行なうことのメリットは小さかったし、新たな抜け穴をつくり出すことに費用をついやす価値がなかった。しかし、税率が上昇するにつれて、各1ドルごとの追加的所得は非常に大きな税額を意味し、租税回避による利益が増大することになる。このことは法人にとっても同様で、所得および控除がどのように取り扱われるかが非常に大きな問題となる。この結果、多くの利益集団が税率ではなく所得や控除の算定に大きな影響をおよぼすようになった⁽¹¹⁾。

他方、10万ドル以下の所得階層における所得の上昇は、それらの国民所得に占める割合を著しく大きくした。このことは、第1次大戦に伴う巨額の税収をあげるためには、中所得層への適用税率の細分化、人的控除額の引き下げならびに超過所得税率の引き上げに向かわざるを得ないことを意味する。このことが行なわれれば、低い人的控除額のすぐ上に非常に高い限界税率の適用を受け

る所得階層がつくり出されることになる。そして、これらを調整するものとして使われたのが子女扶養控除の設置であり、普通所得税の二段階税率化だったのである。第1次大戦が個人所得税におよぼしたものは、それは高額所得層から中所得層への税負担配分の重点の移行であり、それを可能にしたのが当時急激にすすんでいた経営者革命のなかにおける専門経営者の増大と株式所有の分散の進行だったのである。こうして、第1次大戦期の戦時税制は連邦の歳入構造を決定的に変化させることになったのである。

注

- (1) J. L. Waltman, *op. cit.*, pp. 50-51.
- (2) J. M. Clark, *The Costs of the World War to the American People*, (Augustus M. Kelley, 1970), pp. 122-139, G. Soule, *op. cit.*, pp. 64-79
- (3) *Statistical Abstract of the United States*, 1926. p. 304.
- (4) T. S. Adams, "Fundamental Problem of Federal Income Taxation", *The Quarterly Journal of Economics*, Vol. 35, pp. 527-556.
- (5) G. Lent, *The Ownership of Tax-Exemption Securities*, (National Bureau of Economic Research, INC., 1955), p. 62.
- (6) 1918年歳入法の審議の過程で、州・地方債の課税問題が議題にのぼったが、それらへの課税は州・地方への連邦の介入につながるという理由で法案としては残らなかった。J. L. Waltman, *op. cit.*, pp. 69-71, T. S. Adams, *op. cit.*, p. 532, また所得税の高税率がこの時期に大量に発行された公債消化を促進したということの指摘については、加藤前掲論文(1) p. 9 を参照のこと。
- (7) T. S. Adams, *op. cit.*, p. 533.
- (8) *ibid.*, *op. cit.*, p. 533, R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 99, p. 509.
- (9) J. L. Waltman, *op. cit.*, p. 72.
- (10) T. S. Adams, *op. cit.*, p. 534., L. H. Seltzer, *The Nature and Tax Treatment of Capital Gains and Losses*, (National Bureau of Economic Research, Inc., 1951) p. 329
- (11) J. L. Waltman, *op. cit.*, pp. 63-64.,

むすびにかえて

1920年度における財政収支の黒字から赤字への転落、連銀金利の上昇、ならびに商品輸出の減退によって、アメリカ経済は1920年春から1921年7月にかけて戦後恐慌におちいった。1920年から1921年の間に完成品生産は30%近く落ち込み、失業率も12%を記録した。また、卸売物価もこの間35%も下落した。これに対して、労賃は8%下落したにすぎなかった。こうして粗付加価値に占める会社利潤の割合は1920年の14%から1921年の3.5%へと激減し、1914年の水準を大きく下回るに至った。

この中で作成された1921年歳入法は、必然的に恐慌からの脱出という任務を負わされることになり、改正は超過利潤税の廃止、超過所得税最高税率の引き下げ、ならびに資本利得に対する分離課税の導入を中心に展開することになった。

超過利潤税の廃止は、恐慌からの脱出をはかる企業の技術革新投資を税制面から支える重要な施策の一つであった。このことは経済界の要求を集約した Mellon 財務長官の声に如実にあらわれている。「超過利潤税および株式資本税 (capital stock tax) を1921年1月1日をもって廃止することは、政府が産業を回復するためにとり得る最も重要なステップである。」⁽¹⁾ この廃止にともない法人税普通税率が10%から12.5%へと引き上げられたが、その増税効果は打ち消され、法人税の実質税負担率は1921年の16.2%から12.1%へと大きく下がっている(表—10)。このことが産業への財政面からの圧迫を軽減し、景気回復の担い手である製造業への圧迫を除去することになったことは明らかである。

恐慌からの脱出を税制面から支えるためにとられた今一つの措置は超過所得税最高税率の引き下げと資本利得に対する分離課税の導入であった。Mellon 財務長官の説明によれば、65%という超過所得税率は、経済成長の推進力であるリスク・キャピタル (risk capital) の大部分を提供する富裕者に租税回避の魅力を増大させ、彼らの貨幣を免税債に向かわせているので、免税債による減税効果を減少させるためにとられた措置であった⁽²⁾。特に、2年以上保有された資本資産から生じた資本利得に対して12½%の分離課税を認めるという措

置は、それまで存在していた租税回避の魅力を大幅に減らすことになった。第1に、資本利得税率と法人税率が同じ水準に設定されたからであり、第2に、株式の税引き後収益率が免税債のそれを上回ることになったからである。もちろん、この措置が超過所得税率12.5%の適用を受ける3万ドル以上の階層にしか利益とならず、利益の大きさは超過所得税率適用階層の上昇に応じて増大することは明らかである。だが、この措置は、歳入当局に対して長期利得と短期利得を区別するという問題を新たに提出することになった。

しかし、何よりも政府の立場からこの3つの税制改正を大きく規定したのは、従来の規定のもとでの税收効果の減少であろう。超過利潤税収は、1918年の29億ドルをピークに1921年には3億3,000万ドルと大きく落ち込み、投下資本額の評価という税務行政上の負担だけが政府に大きくのしかかっていた⁽³⁾。また、超過所得税においても、1918年に5万ドル以上の所得階層から徴収した所得税額は9億7,000万ドルであったが、1920年には1/3近い3億4,700万ドルに落ち込んでいた⁽⁴⁾。したがって、これらの税制改革は超過利潤税の廃止によって税務行政上の負担を除去し、超過所得税の最高税率の65%から50%への引き下げおよび資本利得の分離課税の容認によって、それまで存在していた租税回避の魅力を削減し、そこからあがる税金を増大させるための措置であったとみるのが妥当であろう。

他方、5,000ドル以下の階層に対しては、既婚者に対する控除を2,000ドルから2,500ドルに引き上げ、子女扶養控除を200ドルから400ドルに引き上げた。これは、第1次大戦後半に増大した税負担を取り除き、大衆の購買力を刺激するための措置と考えられる。これらの改正による税收ロスは大戦後大幅に上昇した経費水準と対立するものであり、所得税負担は必然的に5,000ドル—10万ドルの階層の人々と独身者にしわ寄せされることになった。独身者に対する人的控除額は据え置かれ、普通所得税率は同じままであり、6万6,000ドル以下の所得階層に対する超過所得税率は基本的に同じであった。この結果、図—3にみられるように、累進性が中所得層のところで著しく、高所得層のところで頭打ちになっているという状況が作り出されることになった。Underwood 関税法のもとで所得税が最初に立法化された時、少なくともそれを所得階層を通じて

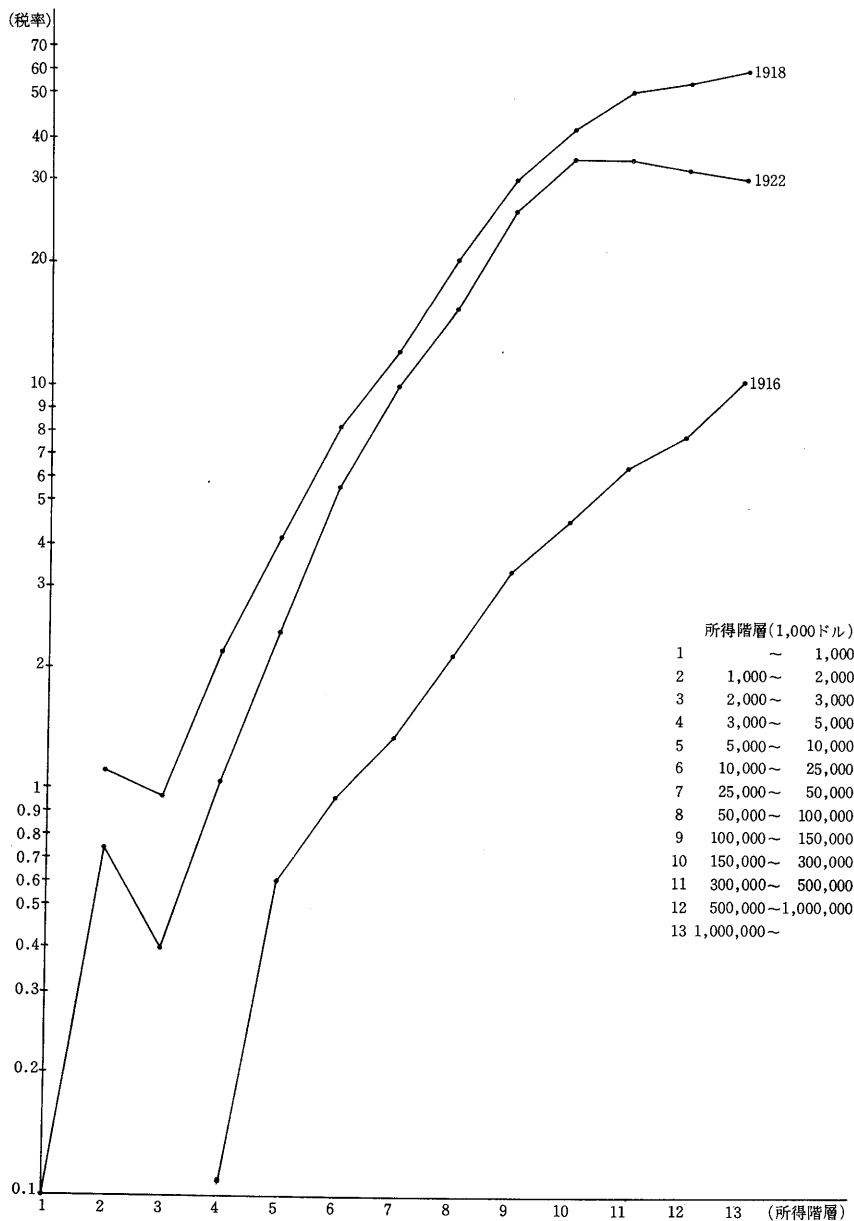
累進的なものにしようという試みが存在したが、第1次大戦を通じて所得税率が引き上げられるにつれて課税ベースの侵食がはじまり、累進性はみせかけのものとなった。そして、1921年歳入法における税負担の配分は明らかに中所得階層区分に属する納税者を主としてねらうものとなった⁽⁵⁾。

このことを可能にしたのは、1890年代以降進行してきた経営者革命を背景とした専門経営者の増大と所有権の分散した株主への移行であり、その申告書にあらわれる所得に占める割合の増大であった。これによって、連邦政府は転位した経費支出水準を賄うための定期的で安定的な財源をもつことが可能となり、所得税が連邦租税構造の中心を占めることになったのである。そして、これ以降所得税をめぐる議論は存続か廃止かということではなく、その負担をどのように配分するかの問題に移っていくのである。

注

- (1) R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 210.
- (2) J. L. Waltman, *op. cit.*, pp. 83-84.
- (3) R. G. Blakey and G. C. Blakey, *op. cit.*, p. 194.
- (4) J. L. Waltman, *op. cit.*, p. 84.
- (5) *ibid.*, p. 99

図3 所得階層別個人所得税実質税負担率の変化, 1916, 1918, 1922



(出所) Statistical Abstract of the United States, 1923, 1926 より作成